

## 平成28年9月佐川町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成28年9月12日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成28年9月12日 午前9時宣告（第4日）

応招議員 1番 下川 芳樹 2番 坂本 玲子 3番 邑田 昌平  
4番 森 正彦 5番 片岡 勝一 6番 松浦 隆起  
7番 岡村 統正 8番 中村 卓司 9番  
10番 永田 耕朗 11番 西村 清勇 12番 今橋 寿子  
13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

不応招議員 な し

出席議員 1番 下川 芳樹 2番 坂本 玲子 3番 邑田 昌平  
4番 森 正彦 5番 片岡 勝一 6番 松浦 隆起  
7番 岡村 統正 8番 中村 卓司 9番  
10番 永田 耕朗 11番 西村 清勇 12番 今橋 寿子  
13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	チーム佐川推進課長	片岡 雄司
副 町 長	村田 豊昭	教 育 次 長	吉野 広昭
教 育 長	川井 正一	産業建設課長兼農業委員会事務局長	公文 博章
会計管理者	真辺 美紀	健康福祉課長	岡崎 省治
総務課長	横山 覚	町民課長	麻田 正志
税務課長	田村 秀明	国土調査課長	廣田 郁雄
収納管理課長	西森 恵子	病院事務局長	渡辺 公平

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目            な し

議 事 日 程                        議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成28年9月佐川町議会定例会議事日程〔第2号〕

平成28年 9月12日 午前9時開議

日程第1 一般質問



議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は13人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順とします。

6番、松浦隆起君の発言を許します。

6番（松浦隆起君）

おはようございます。6番、松浦隆起でございます。通告に従いまして3点、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

1点目に、食品ロス削減の取り組みについて、お伺いをいたします。

国連食糧農業機関によりますと、世界の食品生産量の約3分の1に当たる年間約13億トンが廃棄をされていると言われております。日本におきましても、テレビにおいて特集が組まれるなど、食べられる状態なのに捨てられる、いわゆる食品ロスは、家庭やスーパー、ホテルやレストランなど、あらゆるところで見受けられます。農林水産省によりますと、日本では年間2,797万トンの食品廃棄物が発生をしており、このうち632万トンが食品ロスと推計をされております。

その内訳は、外食産業やスーパーなどから出る事業系が330万トン、家庭系が302万トンと言われております。また、環境省の調査では、学校給食で児童・生徒1人当たり年間約17キログラムの食品廃棄物が発生をし、うち7.1キログラムが食べ残しだったと言われております。

国連は、2030年までに世界全体の1人当たり食品廃棄物を半減をさせる目標を採択をしております。また、この4月に新潟市で開かれましたG7農相会合でも、食品ロス削減についての各国の協力強化が、共同宣言の新潟宣言に盛り込まれ、国際的にも重要な課題となっております。

また、7月に改定をされました消費者庁の消費者基本計画工程表に、食品ロス削減に関する取り組みが明記されるなど、国においても食品ロス削減に向けての取り組みが始まっております。また、この食品ロス削減への問題意識は、民間にも浸透しつつあります。食

品メーカーや卸売業、小売業などをつくる製・配・販連携協議会は、7月中旬、製造から賞味期限までの期間の3分の1を過ぎると、納品をできなくなる商習慣の、いわゆる3分の1ルールを見直す指針などを決め、協議会加盟の55社を初め関連する業界団体を通じて個別企業に実施を働きかけているようであります。

この食品ロス削減を推進していくことは、民間の食品事業者や消費者、そして自治体などの行政側にとって、それぞれにメリットがある大事な取り組みになります。これらを推進することにより、過剰生産の抑制による生産・物流コストの削減や廃棄コストの削減、また家庭においては、食費の軽減、行政側にとっては、焼却時のCO<sub>2</sub>削減による環境負荷の軽減や、ごみ処理費用の軽減につながってまいります。

さらに、未利用の食品の有効活用は、食品ロス削減のみならず、生活困窮者等の支援にも資するとも言えます。政府の第3次食育推進基本計画の中で、食育の推進に当たっての目標の1つとして、こういったものが挙げられております。

まだ食べられるのに廃棄されている食品ロスについては、年間642万トン、これは平成24年度の推計ですが、が発生をしていると推計をされているが、その削減を進めるためには、国民一人一人が食品ロスの現状やその削減の必要性についての認識を深め、みずから主体的に取り組むことが不可欠である。このため、食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やすことを目標とする、とあります。

これを本町に置きかえれば、町民お一人お一人の認識を深めることが最も重要な点になると思います。

以上のような状況を踏まえまして、何点かお聞きをしたいと思っております。

まず1点目に、既に先進的な自治体では、さまざまな食品ロス対策が行われてきております。長野県松本市、この市は、各分野で市を挙げて食品ロスに取り組んでおりますが、まず宴会などに出る機会が多いこの松本市の市長が、食べ残される料理が非常に多くてもったいないという思いを強くしたことから、この市長の提案により宴会の食べ残しを減らすため、乾杯後の30分と終了前の10分は自席で食事をする、食事を楽しむ30・10運動というものを5年前から進めております。食品ロスへの意識を高めることにつながるという

ことから、この 30・10 運動を取り入れる自治体も増えてきているようであります。実施をしているこの市のお店では、30・10 運動のコスターをつくって、それを各席へ置いているという状況もあるようです。

また、長野県の下諏訪町では、食べ残しゼロよいさ運動を始めております。この「よいさ」は、この町を含む同県の諏訪地方で6年に1度行われる御柱祭で使うかけ声だそうでありまして、この運動の標語は「余分を買わない、つくらない」「いつもの習慣」「さあ、おいしく、食べきろう」と。それぞれの頭文字の、よ、い、さで始まる言葉でつくったものであります。町はこれを推進するため、発信をするチラシに標語を掲載し、町広報にも載せ、広く町民に広げているようであります。また、食べ残しの削減を呼びかけるポスターの掲示に協力する店を、食べきり協力店ということでホームページに掲載するなどの取り組みを行っている自治体もあります。

以上、いくつかの自治体の例を紹介をさせていただきましたが、飲食店等における残さず食べる運動や、持ち帰り運動の展開など、町民また事業者の方が一体となった食品ロス削減に向けての取り組みを進めることが重要になってきております。

先ほど述べましたような具体的な取り組みを進め、広報等でも周知をするなど進めるべきではないかと思っておりますが、この点について、お考えをお伺いをいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

おはようございます。松浦議員の食品ロス削減につきましての、御提言も含めました御質問にお答えいたしたいと思っております。

まず、佐川町におきましては、役場の中で、この食品ロス削減の取り組みについての、今現在、主管課と申しますか、主体的に行政として行っている担当課というものがございません。そういう点を御承知いただきまして、私、健康福祉課のほうでお答えできるものについて、お答えをさせていただきたいと思っております。

先ほどの御質問の中でも食育推進計画の話も出てきておりましたけれども、健康福祉課におきましては、今年度、食育推進計画、健康増進計画とあわせて改定作業を進めております。その中で、現在の食育推進計画につきましては、この食品ロス削減についてのそういった視点を持つての計画としてはつくってございませんでしたので、役場として広く町民の皆様へ、食品ロスの問題につきまし

での周知でありますとか取り組み、御家庭での取り組みも含めまして、そういった町全体での取り組みについての具体的な計画、これも反映させていただいた上で、計画づくりを進めたいというふうに考えております。

それぞれの、さまざま、今言われました宴会時の問題でありますとか、問題といいますか取り組みでありますとかいろんな町民運動、これにつきましては、先ほども言いましたように役場で主体的に取り組む、今現在の組織、課がありませんので、役場全体でこれから考えていくことになると思います。以上です。

#### 6 番（松浦隆起君）

この質問を通告をさしていただいたときに、私も、これほどが担当するのか、各分野に広まっていますから、健康福祉課、聞き取りは課長のほうから連絡をいただいたんですけども、これ健康福祉課というよりかは、どちらかといえば総務課であったり、チーム佐川であったり、そういったところではないかなという感じはしておりました。所管の課が今ないということですので、ただ、できれば、この議会で答弁するときに、今後はどういう課が担っていくということぐらいは、ある程度決めて御答弁いただければありがたいなと思っております。

先ほど紹介しましたこの下諏訪町という、よいさ運動をやっているところでは、この質問をされた議員さんが、この私のように通告をして、それを受けて町長初め担当課が、じゃあこういう取り組みをしようというふうに、独自で考えて、この議会の場で答弁をされて取り組み始めたというようなことを聞いておりますので、できれば、積極的に、具体的に、これについて今後どういう姿勢で町としては取り組んでいくんだということをお示しをいただければと思いますが、それは最後に、できれば町長からお聞きをしたいと思っております。あといくつか具体的にお聞きした後で、最後まとめてお答えいただければと思いますので。

次に、2点目に確認というかお聞きをしますが、もう1つは、家庭での取り組みであります。家庭における食品在庫の適切な管理、それから食材の有効活用の取り組みというものが何より大事になってきてまいります。

先ほど紹介しました松本市では、「残さず食べよう！30・10運動」と、また別の形の、この30・10運動というものに取り組んでおりま

す。毎月 30 日を冷蔵庫クリーンアップデー、10 日をもったいないクッキングデーというものに設定をし、家庭での実践を呼びかけております。また、冷蔵庫の余ったものや使い切れていないものを持ち寄り、おいしい料理にかえてみんなで食事を楽しむというサルベージ・パーティーといったものも、最近では食品ロス削減へ向けての取り組みとしてさまざまところで行われているようでもあります。

こういった取り組みを行うことで、廃棄物の発生を抑え、処理コストの削減にもつながっていく重要な取り組みの 1 つではないかと思えます。まずは、町民お一人お一人また各家庭において、この食品ロス削減への意識を持っていただくことが大事な点であります。そういった意味から言えば、行政側からこういった働きかけをしていくかという点も大事になってまいります。こういった家庭での取り組みについて、どういう働きかけをしていくのか、お考えをお伺いをいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。御家庭への働きかけというところでございますけれども、先ほど申しましたように、取り組みの 1 つとしては、食育推進計画、これに基づいて全町民に周知、働きかけを行っていくということもあります。それから具体的に、今、例えばすぐ取り組めるものとしましては、健康福祉課の中では保育所等を主管しておりますので、そちら、保育所のほうを通じて、もちろん保育所等の食べ残しのこともありますけれども、御家庭の保護者の方にお知らせ、周知をしていくということが考えられますので、そういった方法をとりたいと思っております。

6 番（松浦隆起君）

具体的に、多分決まってないということなので、ちょっと課長は苦しい答弁というか、お聞きするのもちよっとかわいそうな感じですが。できれば違う課長だと思いますが、この答弁は。

続いてちょっと、準備できてないのをわかっていながらお聞きをいたしますが。3 点目に、今ちらっと課長も言われましたが、学校・保育園の取り組みについてお聞きをいたします。

冒頭でもお話をしました。先ほど課長からもお話が少しありましたが、4 月から始まりました政府の第 3 次食育推進基本計画では、この食品ロス削減のために、何らかの行動をしている人を増やすことが、具体的数値を挙げて目標とされております。ポイントの 1 つ

は、子供たちのもったいない精神を呼び起こすことでもあります。子供がやる気になれば、家族への波及効果が期待できると。環境省が昨年度から始めた学校給食の食べ残しを減らす事業の拡充なども大事な点であります。

先ほどから紹介をしております松本市では、食育・環境教育の一環として、市内全ての公立保育園・幼稚園の年長児を対象に出前授業形式で実施をしております。食べ物を含む学校や家庭ごみの減量を目的に、2012年度から続けてきており、13年に市が行ったアンケートでは、園児だけでなく子供から話を聞いた保護者にも意識の変化が見られ、環境教育の効果は予想以上に大きいようであります。この松本市では、小学校にも取り組みを広げようと、昨年度、食品ロスを意識した食育・環境教育の実施を目指す環境省の学校給食モデル事業に応募し、小学校で環境教育を行い、効果を検証しております。

このうち、日本の食糧自給率や世界の食糧不足の実情を教えた学校では、食べ残し量が最大で34%減少。食べ物に感謝の気持ちが湧いた、でありますとか、食べ残さないよう家族で話し合っている、ということで、反応も上々のようであります。この結果を受けて、今年度から最も効果が高かった3年生を対象に、市内全小学校で環境教育を行う予定のようであります。

そこで、本町におきましても、学校や保育所など教育施設等における学校給食や食育・環境教育などを通して、食品ロス削減のための啓発を進めていくべきではないかと思っておりますが、この点についてお考えをお伺いをいたします。

教育次長（吉野広昭君）

おはようございます。それではですね、私のほうから学校給食における取り組みについて御説明をさせていただきます。

まず、現状です。現在、学校給食におきましては、給食時に教職員がですね、給食指導を行っております。その指導の一環として、当然、食べ残しを少なくするような指導もしております。あと、現状につきましてはですね、子供、児童・生徒がですね、総合的な学習の時間等を活用してですね、みずから、お米であるとか野菜類について栽培して、それによってですね、食べ物に対する感謝であるとかですね、生産者の方にですね、感謝する気持ちを育むという指導も行っております。

それらの機会以外にはですね、学校栄養士であるとかですね、食生活改善推進協議会の皆さんがですね、学校のほうでですね指導をしていただくことによってですね、食べ物に対して、こちらのほうはですね、食べ残しだけではないんですけども、食に関する指導について取り組んでおってですね、そちらのほうの効果もあるのかもわかりませんが、現在、佐川町のほうではですね、給食の食べ残しはですね、少ない状況です。今後もですね、そういうような学校のほうではですね、継続して、そういう、食に関する指導を続けていきたいと思っております。以上です。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。私のほうからは保育所を通じての食品ロスの環境指導といいますか、そういったところなんですけれども、こちらにつきましても、今現在は、食育に関しましては、食生活改善推進協議会のほうが、町の委託事業として、食育も含めて調理それから講演、講座というものをしておりますが、しかし、食品ロスという問題につきましても、そういった環境に対する影響であるとか、それから農業関係も含めまして、そういったもののお話等はしていただいていないというふうな認識でございますので、こちらは役場、行政それから教育として、教育機関として、しっかり佐川町の取り組み、方向性をきっちり決めた上で取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

6 番（松浦隆起君）

この食品ロスの啓発、学校現場また保育所等で、子供たちにそういったことを教えていくというのは、無駄にしない、食べ残さないという、簡単に言えば、残さずにしっかり食べて健康な体をつくらうと、それが食品ロスにつながっていくということになりますので、食品ロスということを余り前面に出すと、子供たちは余り意味がわからない、小さい子はわからないかもしれませんので、そういった子供たちにわかりやすい形で、しっかり残さず全部好き嫌いもせずに食べようと、それが食品ロスにつながっていくと、削減につながると思います。

そういったことをまた父兄もあわせて行っていくことで、家庭でのそういった削減への啓発につながっていくということになると思いますので、今後また改めて保育園の場、学校の場、さらに、どういうことを取り組んでいけばいいのか、先ほど紹介したそういう

出前講座でありますとか、いうことも検討していただいで取り組んでいただければというふうに思います。

具体的項目としては、最後になりますが、もう1点、災害時の備蓄を本町もしておると思いますが、その備蓄食品、食品の分野について、消費期限に備えて、現在、どういう処理をされておられるのか、お聞きをしたいと思います。

その上で、今後は、例えば、未利用のそういう備蓄食品の有効活用の観点から、例えば消費期限の6カ月前、少しお聞きをしますと、1年前には各防災訓練のときに使っているというようなこともお聞きをしましたが、その手前に、例えば、フードバンク等へ寄附をするということも検討してはどうかというふうに考えておりますが、この点についてお聞きをしたいと思います。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたしたいと思います。食品ロスに関するものとしたしまして、食べ物を無駄にしないという観点から、今、議員がおっしゃいましたように、佐川町のほうでは、災害時に備えまして備蓄食料品それから飲料水等の保存、保管をしております。この中で、以前にですね、企業から無償提供のありました飲料水の消費期限が過ぎまして、備蓄倉庫の整理に合わせまして処分をした事例もございますけれども、現在はですね、備蓄をしております備蓄食料品につきましては、消費期限の近いものから防災訓練や自主防の炊き出し訓練などで無駄にしないような活用をしております。

また、この備蓄食料品や飲料水につきましては、今度来ると言われております南海トラフの大地震時に発生すると考えられます多数の避難者へ対応するため、毎年度計画的に増量をしております。今後におきましては、消費期限を迎える備蓄品の量も多くなってまいりますことから、備蓄品の管理計画を策定いたしまして、消費期限を迎える備蓄品については無駄な廃棄をせず、有効な活用をしていくようにしたいと考えております。

今、議員のおっしゃられましたフードバンク、これなんかも非常に備蓄品を無駄にしない、消費期限を過ぎる前にきちっとそういうふうな有効活用をするということは非常にいいアイデアだと思いますけど、今現在、佐川町にフードバンクというものが設立されていないということもございますが、今後、そのような動きがありましたら、またそこへの提供等も考えていきたいと思っております。以上です。

## 6 番（松浦隆起君）

今、課長から言っていただきましたが、そのフードバンクが今、高知県では高知市に1つ、それから香南市の社会福祉協議会さんがやっているものが香南市が1つ、確かあると思います。ちょっと事前にお聞きをすると、佐川の社協さんも、この高知のフードバンクからいくつかいただいていることもあるというようなことも、ちらっとお聞きをしましたので、高知のフードバンクへ寄附をしても、回り回って帰ってきてる部分もあるのではないかなというふうに思います。

そこまでは一足飛びにはなかなか進まないかもわかりませんが、全国の中ではまだ数が少ないですが、自治体がこのフードバンクを構えているところもありますし、主はNPOであるとか社会福祉協議会さんが行ってるということもあります。この食品ロスの部分が、多数、町内で出るようであれば、町内にフードバンクという必要性も出てくるかもわかりませんが、その量に応じてということになると思いますので、それについてはそれで終わらせていただきたいと思います。

きょうの冒頭に、担当の所管の課がどこかまだ決まっていないということでしたが、通告をさしていただいて、こういう質問が来るということですから、どういう形で町として取り組む、今後はこういう課を中心にとということぐらいは、できれば検討していただいて、その姿勢を見せていただければというふうに思いますが、余り具体的な、ですから答弁が健康福祉課長も苦勞をされて、全部をまとめた形で一生懸命答弁をされてましたが、佐川町として、この食品ロスに自治体として取り組むお気持ちがあるのかどうか、削減に向けて、あと具体的に、取り組むお気持ちがあれば、どういうふうにしていこうという方向性を持っておられるのか、それも全く白紙なのか、それについて最後、町長にお聞きをしたいと思います。

## 町長（堀見和道君）

おはようございます。御質問いただきましてありがとうございます。まず、取り組む気持ちがあるかという御質問でしたが、しっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

時代が変わったんだなあということを今、すごくかみしめながらずっと松浦議員のお話を聞かせていただいております。私が小さいときは、家庭の中で食べ物を残すということなんかあり得ないっ

という教育をされました。もったいない、もう食べ切るまで食卓に座ってなさい、全部食べ切ったらごちそうさまで離れていいよ、と。嫌いな食べ物も小さいときはありました。食べなきゃいけないのかなあと思いながら、一生懸命泣きながら食べた記憶もあります。世界中が、こういう食品ロスの問題があるっていうことは、行き過ぎたグローバル資本主義の功罪なのかなあというふうに思いながらも聞いてました。

食品ロスという言葉が、なかなかなじみがないのかもしれませんが。ですから、やっぱり食べ残しはやめよう、もったいない、ありがたい、食べ物に感謝をして食事をいただきましょうということを食育の基本の中で、しっかりと住民の皆さんに伝えられればいいなあというふうに思っております。

こういうことを行政が、国が主体的に住民の皆さんにお伝えをしていかなきゃいけない時代になったということは、少し残念な気持ちもありますが、我々大人がしっかりと、食べ残しをしない、もったいないという気持ちで感謝の気持ちを持って食べ物に向かっていくという姿勢を子供たちにしっかりと見せるということが、まず基本ではないかなあというふうに思っておりますので、私自身、外で食べる時も、その気持ちを大切に、これから臨んでいきたいなあというふうに思っております。

健康福祉課長から、主管課が決まっていけないという話があり、松浦議員にはすごく残念な思いをさせてしまったかもしれません。現時点で、主管課が決まっていけないのは事実であります。ただ、この食品ロスの問題について今まで、正直、役場として取り組んできておりません。この質問をいただいて、あ、今こういうことも行政の課題としてしっかり取り組んでいかなきゃいけないんだなあということを改めて認識をさせていただきました。

その中で、庁議の中で、かなり議論はしました。健康福祉課にかかわること、教育委員会にかかわること、町民課にかかわること、総務課にかかわること、かなりの課にわたっていく大きなテーマだなということで、しっかりと議論をさせていただきました。今後の取り組みに関して、どこを主管課にするのか、もしかするとプロジェクトチームを組んでやったほうがいいねという判断になるのか、これはじっくりと議論を重ねた中で決めていきたいというふうに考えております。

ただ、とても大切な課題であるというふうに認識はしております。佐川町では、環境問題に対する取り組みとか、エネルギーに対する取り組みとか、いくつか取り組みを始めて、今も続けているものもありますが、途中で継続できずにやまっているものが結構あります。やはりこの取り組みは継続をさせることが大事だなあというふうに思っております。生ゴミの出し方についても、土に返るものは土に返すだけ。この取り組みをするだけでもエネルギーのCO<sub>2</sub>削減、焼却時のCO<sub>2</sub>削減も図られますし、焼却場でのエネルギーコストも削減することができます。

やはり、大きな視点で自然とともに生きていくという人間のこの基本を大事にして、もったいない気持ち、食べものに、食に感謝をする気持ちをしっかりと住民の皆さんにもお伝えをしながら、トータルでこの食品ロスの課題については取り組んでいきたいと。私自身、このもったいないというのが私の生きる上での1つの柱にもなっておりますので、大切に、役場一丸となって、住民の皆さんと一緒にこの問題に取り組んでいきたいと思っております。ぜひ、今後とも御指導いただければと思っております。ありがとうございました。

#### 6 番（松浦隆起君）

今、町長から言っていただきましたように、事前に、ある課長ともお話をする中で、私も言わせていただきましたが、多分こういう取り組みは、この取り組みは民間であれば、多分横、先ほど言いましたようにプロジェクトチーム、各課にまたがりますので、各課から何人か職員が集まってリーダーを決めて取り組んでいくということになると思います。その会話の中で、関係しないのは収納管理課とか会計課ぐらいで、あとは全部関係するんじゃないかという話をさしてもらいましたが。町長からしっかりそういった形で取り組んでいただけるということですので、お願いをしたいと思います。

現在、日本が世界中から食料を輸入をたくさんしている。にもかかわらずこの632万トンが捨てられているというこの現状は決して見過ごしてはならない。それは、国というレベルになると632万トンですが、その積み重ねは、我々のような各家庭一人一人、こう言いながら宴会等ではそこそこで食べて回っているという状態があるわけですが。松本市のようにしっかり食べて、それからお酌に行くということを一人一人が取り組むように、そういった積み重ねが結果につながっていくというふうに思います。

世界中で、この飢餓に苦しむ人々に援助されているこの食品の量、この 632 万トンというのは約 2 倍に相当するというふうに言われているようです。その意味でも、一人一人が私自身も含めて、自分にできることから、先ほど町長が言われたように食べ残さない、そういう意識を持つことが一番大事なことはないかと思っておりますので、ぜひ、問題意識を持っていただいて、今後町長が取り組んでいただけるといことでございますので、よろしく願いをしたいと思っております。

それでは、これにつきましては、以上で終わらせていただきまして、次の質問に移らせていただきます。

読書通帳と書籍の消毒機の導入についてお伺いをいたします。

一昨年、皆様も見られていた方もたくさんおられるかもわかりませんが、高視聴率を記録した NHK の朝の連続テレビ小説花子とアン、この最終回で、スピーチをしたこの花子の言葉というのは非常に印象的なものとして残っております。「私は、本の力を信じています。1 冊の本が心の支えとなって、自分を絶えず励まし、勇気づけてくれるのです」と。

ドラマを通じてこの花子は、本との出会いが想像の翼を広げる契機となり、夢を見る力や人を思いやる心が育まれることを訴え続けておりました。本を手に取り、ページをめくるときのわくわくした気持ちや、いつでもどこでも自由にめぐることのできる世界、そこに読書のだいご味があると思っております。

2014 年にノーベル平和賞を受賞した、当時 17 歳のマララ・ユスフザイさんは、「世界平和への唯一の道は読書と知識を得ること、そして教育です。たくさん本を読んで自分に力をつけたい」と言われております。その意味からも、より多くの子供たちに本を読む機会をつくり、読む喜びを感じてもらえる環境づくりは大事な取り組みの 1 つと言えらると思っております。

ただ一方で、現在の日本の読書事情はどうかといいますと、16 歳以上を対象に行った 2013 年度の国語に関する世論調査によりますと、読書量が減っている人は 65% にのぼっているようであります。その理由の 1 つが、情報機器で時間がとられるというものです。小中学校では、読書運動が効果を上げておるようですが、高校、大学と進むにつれて携帯電話やスマートフォンなどの普及が読書量に影響をしているようであります。

こういった状況の中で、昨今、日本人の活字離れを懸念する声は多いようではありますが、これ、意外にも公共図書館の利用は活発のようでありまして、文部科学省の調査によりますと、図書館数や本の貸し出し数、貸し出しを受けた人数がいずれも増え続けているということでもあります。その観点から見ましても、本との出会いの場となる図書館の存在は、非常に大事なものとなってきております。

現在、本町におきましても、図書館の建設の検討がされておりますが、大事な点は図書館という建物と同時に、それ以上に、住民が必要とする本や資料を保存をし、提供することであり、町民や子供たちに本とのふれあいを多くしてもらい取り組みそのものが重要であると言えます。そういった取り組みの1つが、本日お聞きをします読書通帳であります。今、この読書通帳を導入する動きが各地で見え始めております。この取り組みは、借りた本の履歴を目に見える形で残すことによって、子供を中心に住民などの読書への意欲を高める効果が期待をされております。

導入している自治体の例を挙げながら、お話を進めさせていただきます。県内におきましても、南国市やお隣の越知町などでも導入が進んでおりますが、宿毛市の図書館でも今年の4月から、読み終えた本のタイトルや感想などを書き込める読書通帳を作成をし、無料配布をしております。

利用者からは、読書意欲が高まると好評を博しているようで、この読書通帳は児童用と一般用の2種類があり、児童用は30冊、一般用は50冊分をそれぞれ記入できるようになっております。読んだ本のタイトルや著者名、読んだ期間、感想のほか、内容を4段階に評価する欄もあり、記入がいっぱいになると認定スタンプが押され、新しい通帳が手渡されます。

これは、大口町というところを少しダウンロードしましたが、こういった形で、手書きのところはこういった形で中に手書きをしていくという、ダウンロードをして使ってくださいますところもあるようであります。図書館の方のお話によりますと、特に児童用の通帳配布がコンスタントに増えており、市外から訪れている利用者も多いようで、通帳を利用する人は予想以上に多く、市民の読書熱の高さを示しているというようであります。

また、これを実施をしている多くの自治体では、通帳が全て埋まったときには、認定証を贈呈をし、図書券やブックカバー、シール

など、記念品も渡しているようであります。この読書通帳を取り組んでいる自治体では、先ほど紹介しましたように、自分で記入をしていく方法と読書通帳機という専用の機器を通して貸出日や本のタイトル、ページ数などが預金通帳のように印字されるものを利用しているところがございます。この読書通帳機を設置している図書館では、夏休みには子供たちがその機械の前に列をつくといった光景も見られているようであります。

また、北陸地方で初めて読書通帳システムを導入した富山県の立山町というところでは、自動貸出機で借りた本のデータが併設する読書通帳機に送られ、通帳を入れると借りた本のタイトル、著者名、貸出日が記帳される仕組みとなっております。また、この町は、取り組みに賛同してもらった地元の銀行に通帳製作費を負担をしてもらい、地元団体からの寄附を活用し読書通帳機を購入するなど、地元の理解と協力を得て取り組んでいることも大きな特徴でございます。

この読書通帳を先行導入している自治体では、図書館の本の貸し出し数が3～4割増えたという例もあるようであります。この読んだ本の履歴がたまる楽しみが増えるとともに、図書館に足を運び読書へのきっかけをつくることと同時に、心に栄養と何物にもかえがたい貯金をためることができるものと言えます。

本町の図書館におきましても、ぜひこの読書通帳を導入していただければと思っておりますが、教育委員会のお考えを伺いをいたします。

教育長（川井正一君）

読書通帳に関する御質問にお答えいたします。読書通帳につきましては、町立図書館利用者へのサービスの一環として導入できないかということについて、調査をしたいと考えております。

ただ、先進地の、先ほどお話がございましたように、銀行通帳と同様なものになりますと、高額な費用が発生することから、できれば先ほどお話がございました簡易なホームページからダウンロードできるといった手書きなどによる簡易なもので代用できないか、また、そういった場合、具体的にどういった利点とか問題点があるのか、そういったことを含めて一定の調査をして結論を出したいと考えております。以上でございます。

6番（松浦隆起君）

この読書通帳機、その機械ですね、は、何年か前に導入している

ところが導入した機械は、確か約 200 万少し。今、簡易なミニ通帳機という名前やったかどうかわかりませんが、それが約 85 万円ぐらいでありますね。聞き取りしていただいた職員の方にもお話ししましたが、最初から機械を入れるということでもなくともいいと思います。記入をしていただく方式でやっていく中で非常に利用者が多いということになれば、入れていただくと。せっかくいろんな方からいただいておりますので、ふるさと寄附金の、今、基金がたまっていますから、そこを使うということも 1 つだと思います。

今、調査をして検討するということですが、余りこれは調査をして検討するような内容ではない、ぜひ、教育長には後ろ向きではなくて前向きで検討していただいて、これぐらいは即座でやりますというぐらいの答えをしていただくような姿勢をぜひ、今後は見せていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それで次に、書籍消毒機の導入についてお伺いをいたします。このお答えのときに一緒に、教育長、お答えをいただければと思います。これはもう安心して図書館の本を利用してもらえよう、各地の図書館で導入されているのが書籍消毒機であります。県内におきましても、南国市や越知町で既に設置をされております。

この消毒機は、扉をあけた内部に本を立てた状態でセットをしてスイッチを入れると、ページをめくるように風が当てられ、ほこりや髪の毛を取り除くとともに、ダニや目に見えない細菌などを紫外線で殺菌・消毒を行う仕組みになっております。同時に 4 冊までセットすることができ、約 30 秒で 1 回の消毒が完了します。南国市の図書館では、導入からの 1 カ月で約 460 回の利用があったようです。また、幼児を持つ保護者からも、安心して本を読ませることができるとの声が寄せられているようです。

図書館の書籍は、数多くの不特定多数の人が利用するものであります。そういったことから言えば、書籍を衛生的に利用できるようにすることで、利用者は安心して気持ちよく読書を楽しむことができるようになると思います。この書籍消毒機を設置をすることは、先ほどの読書通帳と同じく、1 人でも多くの方が図書館に足を運び本を手にしてもらえるようになるためにも有効な取り組みの 1 つになると思います。ぜひ、設置をしていただきたいというふうに思っております。お考えをお伺いをいたします。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。まず、最初の読書通帳の件ですが、先ほど松浦議員さんがおっしゃったように、一般用であったり児童用であったり、子どももさまざまなやり方があるのを承知しております。そういったやり方がある中で、どの市町村のやつが一番いいのか、そういった面で調査をして、一番使い勝手のええものを導入したいと。基本的には導入する方向で検討するという考えでございます。できれば、年内には結論を出したいというふうに考えております。内容も含めて、ということでございます。

それから次に、読書消毒機の件でございます。先ほどお話がありましたように、お隣の越知町は既に導入されておりますし、南国市も導入されておるといことはお聞きしております。今後、この読書消毒機につきましては、現在、新図書館の整備に向けて検討を進めるといことにしておりますので、この読書消毒機についても、図書館の施設設備の1つとして導入することを考える、1つの材料として考えたいというふうに思っております。以上でございます。

6 番（松浦隆起君）

わかりました。読書通帳と書籍消毒機も導入をする、設置をする方向で検討していただけるという捉え方でいいということですかね。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。読書通帳につきましては、いわゆる簡易なもの、銀行通帳型ではないものについては、一定、導入する方向で検討するというところでございます。

それから、いわゆる書籍消毒機、これにつきましては、新図書館を整備を検討する際に、一緒に検討させていただきたいということでございます。以上でございます。

6 番（松浦隆起君）

少しその判断の基準が私にはちょっとわからないんですが。この読書消毒機が非常に必要、いいものであると。町立の図書館としてできれば設置したほうがいいということであれば、図書館建設を待たずとも、図書館が新しくなってから入れないとなかなか大変なほど大きなものではありません。そういう判断になっているのかどうか、今の教育長の答弁で、少し、設置をするのかしないのか、検討するという言葉が非常に多いんですが、この書籍消毒機というものを町として、図書館にこれはできれば設置したほうがいいという判断の

もとで検討されようとしているのか、全くそうではなくて白紙の状態で、施設の一部として、その中で、予算に見合えば入れたらいいねというレベルなのか、そこをお聞きをしたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。書籍消毒機につきまして、これがあればええという、それは全くそのとおりで思っております。ただ、今現在、町立図書館へ直ちに入れるということについては、少しお時間をいただいで、新図書館整備の際に、リニューアルされた新しい図書館の施設の1つとしてこういった書籍消毒機があれば、利用者の利便生の向上、いろんな面でいいのかなど、そういった面で、新図書館を整備する際に、これは入れる方向で検討をさせていただきたいと、そういうことでございます。

6番（松浦隆起君）

もう最後にしますが、余りここまで言っていていいかどうかわかりませんが、なぜその検討するということに、私はこだわって言うかという、やはり教育委員会、教育長の判断、また最終的には予算執行であるので町長の判断も入ってくるかもわかりませんが、その方の判断に、これはよるわけですね。

例えば、先ほど例を挙げました越知町、越知町は教育長がある意味即断で判断をして、これは必要だということで、提案から間もなく実施をされているわけです。片方の教育長はそういう判断をされる、片方は非常に検討、検討ということで時間がかかる。私はできればそこを、改めて教育長ということになられるわけですから、少し、そういうことも考えていただければなど。やはり時間というのは大事なものですから。同じ取り組むのであれば早く取り組んだほうがいいんです。これは何事も、どの課もそうですけども。

ですから、検討ということで答弁すればそれで済みますが、そうではなくて、先ほどから言ってるように、本当に必要と判断、教育委員会がしてるのかどうか。本当に必要なことであれば、できるだけ早くしたほうがいいのではないか。教育という分野で、先ほどもちらっと言うたように、ふるさと寄附が基金にたまっているわけですから。やみくもに、普通の経常経費をそこから使うことはだめですが、こういったものなら、図書館の運営ということで文教のまちに資するという使い道ということ、理由はつくと思いますから。できれば、その辺まで検討をして、こうですよという答えを今後はい

ただきたいということをおっしゃっていただければ、これは終わらせていただきます。

3点目の質問に移ります。結婚新生活支援事業費補助金についてお伺いをいたします。

少子化対策や若者の定住促進策の一環として、国や自治体が新婚世帯への経済的な支援への取り組みが始まっております。それが、所得の少ない新婚世帯を援助する結婚新生活支援事業費補助金であります。まさに、国と自治体が新婚さんを応援しますというものだと思います。

今、結婚する男女の減少傾向が続いておりました、厚生労働省によれば、2015年の婚姻件数は63万5,096組と戦後最少を更新しております。背景には、結婚観の多様化なども指摘をされておりますが、大きな問題として経済的な問題があります。国立社会保障・人口問題研究所が、結婚意思のある未婚者を対象に結婚の障害となる理由を調べたところ、挙式や新生活の準備のための費用などの結婚資金という回答が男性で43.5%、女性で41.5%に上り、最多を占めております。結婚のための住居という回答も男性で19.3%、女性で15.3%に上っております。

結婚を望みながらも経済的な理由から踏み出せない人が増えれば、子供の出生数の低下にもつながり、少子化がさらに加速する恐れがあります。そういったことからいけば、経済的負担を軽くする支援が求められていると言えます。そこで、結婚しやすい環境づくりとして、このたび国が2015年度補正予算に初めて盛り込んだのが、結婚新生活支援事業費補助金であります。

この補助金は、年間所得300万円未満の新婚世帯を対象に、結婚に伴う住居費や引っ越し費用を自治体が最大18万円支給する仕組みでありまして、国が必要経費の4分の3を自治体に交付し、残りの4分の1を自治体が負担をするものであります。内閣府によれば、現在この補助金の事業化に名乗りを上げている自治体は全国で97市町村に上っております、ちなみに、日高村でも実施をされているようであります。

このうち、和歌山市では、6月から、ハッピーウェディング事業の名称で同補助金事業を行っております。既に2件の申請があり、申請した方からは「こういう補助金は非常に助かる」という喜びの声も上がっているようであります。7月から申請受け付けを開始し

た埼玉県鴻巣市でも問い合わせが相次いでおり、市民の関心は高いようであります。また、自治体によっては、対象となるこの夫婦の年齢を49歳以下に限るとしている自治体もあるようです。

また、自治体の中には、新婚世帯への独自の支援策に取り組んでいるところもあります。茨城県の常陸太田市では、新婚世帯に月最大2万円、最長3年間の家賃補助を行っております。少子化・人口減少対策課によれば、この申請者の約7割がこうした家賃助成制度をきっかけに、市内への移住を決めたとされ、定住対策に成果を上げているようであります。また、栃木県大田原市では、ことし4月から、2年以上の居住を確約した新婚世帯を対象に、結婚祝金として、地域の店舗で使える1万円分の子育て支援券も交付をしております。既に、約50件の申請があったということであります。

以上のように、今、多くの自治体におきまして、移住対策・定住対策としての一面を持ち、少子化対策へつながるものとして、婚活支援、新婚世帯への支援策というものが行われております。こういった目に見える形の直接的な支援も、大事な1つの取り組みではないかと感じております。

そういった意味からも、本町におきましても、ぜひ、この結婚新生活支援事業費補助金に取り組んでいただいて、同時に先ほど紹介しましたような支援策なども検討をしていただければと思っておりますが、お考えをお伺いをいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。結婚新生活事業費補助金につきましては、制度の概要については松浦議員御説明いただいたとおりで、国の27年度の補正予算から制度化をされているというものでございます。

本町におきましての少子化対策、あるいは子育て支援事業につきましては、佐川町まち・ひと・しごと創生総合戦略、これの基本目標、若い世代の結婚、妊娠、出産、子育ての希望をかなえるという目標達成のために、最近では、平成27年度から28年度にかけてファミリー・サポート・センター事業や病後児保育事業、こういった新しい事業を取り入れながら積極的に推進をしているところでございます。

御質問の補助金につきましても、少子化対策、子育て支援、それから一方では移住対策の側面もあろうかと思っております。この件につきましては、当町においては、これまで事業化については検討してお

りません。ただ、29年度、来年度予算を編成する過程におきまして、少子化、子育て支援の一環として具体的に検討をしていきたいと考えております。以上です。

6 番（松浦隆起君）

わかりました。来年度に向けてということですので、取り組んでいただければと思いますが。これは随時受け付けているということですので、別に来年まで待たなくてもやろうと思えば今からでもできますので。先ほども言いましたが、もう少し、私は全体的にスピード感があつたほうがいいのかなど。仕事がたくさんほかにもありますから、飛んでくる議員の提案に一つ一つ全部を受けるというのは無理かもわかりません。ですから、その中で必要だと思うことであれば、やりましょうと。早く手をつける。これは必要じゃないなと、議員が言っても必要じゃないなと思えば、できませんと言えいいことですので。そういう面も含めて、少し提案というか言わせていただいて、今回はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、6番、松浦隆起君の一般質問を終わります。

ここで、15分まで休憩します。

休憩　　午前 10 時 5 分

再開　　午前 10 時 15 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

2番、坂本玲子君の発言を許します。

2 番（坂本玲子君）

おはようございます。2番議員の坂本です。質問に入ります前に一言所感を述べさせていただきます。8月の台風は東北地方や北海道で大きな被害をもたらしました。被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げますとともに、早期に復旧できますことを願っております。

その台風で、農産物にも大きな被害が出て、野菜の高騰が続いています。農産物は自然に大きく作用されるものであり、自国の食べ

物を自国で生産することはさまざまな意味で国民を守ることにつながります。佐川町でも議会懇談会の中で、食に対するさまざまな意見がでました。私も、食を守ることは命を守ることと思っています。

ところが昨今、T P Pのことが問題になっています。T P Pを批准すれば、その大切な食を守るということが難しくなってしまうと聞きました。日本の食の安全を守るために、さまざまな基準が決められています。今までは、科学的に十分証明がされていなくても規制を行うことができました。しかし、T P Pでは、規制するためには害があるという明確な科学的根拠が必要になります。おかしな話です。絶対安全だと売るほうが証明するのが当たり前なのに、買うほうが絶対害があると証明できなければ、規制できないことになるので、本末転倒です。

また、安全な地域の食べ物を、地域で食べるため、学校給食でも地産地消の動きが広がっています。佐川町でもそういう努力がされています。しかし、これも輸入物に対する差別であり、学校給食でも公平な自由貿易を定めたルールに違反するとされ、そういう条例は変えられる恐れもあります。

国内法が優先でなく、各国の法律や規制を変えさせる力があるのがT P Pです。それで得をするのは一体誰でしょう。このままでは、国や町が私たちの暮らしを守ることができなくなります。だから私は、T P Pの批准には、みんなが内容をよくわかった上で、みんな慎重に決めていかななくてはと思っています。

では、質問に移ります。手話言語条例の制定についての質問をさせていただきます。

障害者の権利条約は障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として定められ、2006年国連総会で採択され、2008年に発効しました。日本もこの条約に2007年署名し、2011年には障害者基本法が改正され、2014年に我が国においても権利条約の効力が発生しています。

また、ことし4月には、障害者差別解消法が施行されました。その中で行政に対しては、1、不当な差別的取り扱いの禁止、2、合理的配慮、の2つが法的義務となっています。障害児者の施策はできるだけするという事になっていますが、さて佐川町で実際に合理的配慮はどのように行われているのか、お聞きいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

坂本議員の御質問にお答えいたします。佐川町の障害者差別解消法が施行されてからの対応ということでございますけれども、まず役場におきましての対応につきましては、この法律に基づいて役場職員への対応、差別的取り扱いの禁止、それからバリアフリー化、そういったものについてはですね、現在、担当のほうで、役場職員に対する対応要領というものを、素案を今、作成しております。作成途中でございます。

この素案ができて、案づくりが来年度にかかると思いますが、それができた段階で、もちろん要領の周知もそうなんですけれども、実際の職員対応についての職場研修等も行わせていただいて、法に基づく対応をとっていきたいと考えております。以上です。

2番（坂本玲子君）

ぜひ、対応要領を素早くつくっていただいて、役場でもそういうふうな、きちっと差別的取り扱いのない合理的配慮のできた職場づくりをやっていただきたいと思えます。

以前質問しましたトイレの洋式化なども、県は今年度から避難所について、トイレの改修などの補助制度ができました。まだ洋式化されていないトイレも何カ所かあるかと思えますので、この補助金を活用して早急に100%を目指していただきたいと思っています。

実はこの間、障害者の事例検討会に参加しました。そこで困難を抱えた重度障害者のために健康福祉課の方々が力を合わせ、1人を助けるためにみんなが頑張っておられることをお聞きし、感銘を受けました。もちろんそこには町長の決断もあったでしょうし、健康福祉課や社協の職員の方々の団結があったことと思えます。担当の方が、目の前の大変な状況から逃げないでさまざまな努力を続けておられることに敬意を表します。こんなすばらしい職員の皆さんを、町長さん、ぜひ大いに評価していただきたいと思っています。

しかし、まだ十分であるとは言えません。佐川町の総合計画では、施策31に障害児者福祉の推進がうたわれ、今年度総合計画の今後10年事業実施スケジュールが出されています。その小項目の中で、何も行動が示されていない項がたくさんあり、びっくりしました。

障害児者の施策には、まだまだ不十分なことがたくさんありますが、今回は、聴覚障害者の施策について質問をさせていただきます。聴覚障害者への合理的配慮がなされているかについて、です。私は、

聴覚障害をお持ちの佐川町の方を何人か知っていますが、佐川町には聴覚障害のある方がどれくらいおいでるかわかりますでしょうか。  
健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。障害者手帳を取得されている方ということで申し上げますと、そのうち聴覚障害者につきましては76名という数字でございます。

2番（坂本玲子君）

昨年、障害をお持ちの子供さんのお母さんから、手話言語法の制定の意見書はどうなっていますか、と質問がありました。佐川町議会では、2014年9月に採択され、国に意見書を提出しましたということをお伝えすると、喜んでおられました。その後お話を伺うと、子供さんには障害が重複していて聴覚障害もあるということでした。そのお母さんは、手話の研修会ができたらいいなと言われました。そうなんだ。ただ意見書を採択するだけではだめで、実際の行動に移すことが大切なんだということに気づかされました。

早速、手話の研修会を行いました。その会はとてもすばらしく、お互いに理解し、ともに幸せに生きるための第1歩のような気がしました。全国的に見ると、言語条例制定の意見書は日本の全ての自治体で採択され、国に意見書が提出されたそうです。国でも、この動きを見て積極的に動いてくれることと思いますが、地方では、7つの県と45の市町村で、手話言語条例が制定されています。

さて、2011年改正された障害者基本法では、手話の言語性を認める規定が定められ、この改正に際し、衆参両院では国及び地方公共団体は意思疎通の障害のある方が手話を含め最も適切な意思疎通の手段の取得を図るための必要な施策を講じるよう付帯決議がなされています。

手話言語条例では、手話が言語であるという認識に基づき、手話の理解と広がりをもって地域で支え合い、手話を使って安心して暮らすことができる町を目指しています。そこでお聞きします。手話に対する町民の理解は進んでいますでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。佐川町におきましての手話等につきましてはの対応でございますけれども、まず役場につきまして、窓口に来られた方等への対応がどういうふうになっているかということで、御説明をいたしますと、現時点では、例えばかわせみ、健康福祉センタ

一かわせみへおいでた方、聴覚障害者の方がおいでた場合につきまして、窓口カウンターのほうに耳マーク、耳マークというのがございますけれども、それを表示した、耳の不自由な方は筆談しますのでお申し出くださいと記したカードを窓口で提示をしております。見えるような形で置いておりますけれども、実際、手話をですね、窓口で対応できる職員が現在おりません、健康福祉課の中に。

ですので、筆談、対応としては、そういった方々がおいでた場合については筆談で対応しているというような現状です。役場全体を見渡しても、手話ができる職員というのは、ごく少数、限られた職員だ、いうふうに認識をしております。先ほどの手話言語条例の制定、今、全国的に広がっていると。高知市でも条例化されたということでお聞きをしております。そういった中で、現時点ではなかなか、そういった筆談での対応のみというような形になっております。

手話の広がりというところでは、佐川町ではグループさくら手話サークルというものが長年活動していただいております、民間レベルといいますか、そういった自主的なグループで活動していただいているということは認識はしておりますけれども、佐川町行政として、それを広がりを持ってですね対応しているというような現状ではありません。以上です。

## 2 番（坂本玲子君）

行政では、手話に対する対応ができていないということでございますので、それはちょっとやっぱりもうちょい進めたほうがいいんじゃないかなと私は考えております。

行政職員の方々には窓口対応での研修に手話の学習も取り入れて、さまざまな手続のときや災害のときの対応に役立つようにしていただきたいと思っております。また学校や地域でも年に1回か2回でも手話に触れる機会を増やすことができれば、聴覚障害者への理解が格段に広がるのではないかと思います。聴覚障害者の方たちは、地域の皆さんとつながりたい、情報にもっと触れたい、災害時に孤立したくないなど強く望んでいます。

再度言いますが、私の願うのは学校や地域に聴覚障害者への理解を広げるために、手話教室を開催すること、2点目として役場職員の手話研修や手話通訳者養成講座などを行う、などの2点です。それについて、町のお考えをお聞きします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。坂本議員が先ほどおっしゃられた町の総合計画の具体的な行動、それからもちろん障害者差別法に基づく行動、こういったものについて、現時点では具体的な行動が役場としてとれていないというふうな認識であります。

今後ですね、例えば手話のですね、広がり、研修につきましては、もちろん役場職員の研修、それから町民の方々への研修といいますが、そういう手話の広がり、こういったものについて、具体的にですね、研修等できるように、今先ほど申しあげましたさくら手話サークルの皆さんもですね、もし何かあれば御協力いただくということもあると思います。職員のほうでも、そういった研修行為ができる職員がおるかもわかりません。そういったところで、まずできることとしては、役場の窓口対応をできるだけ筆談に頼らずですね、手話ができるような、で会話ができるような対応を少しずつでも環境を図っていくために研修等していきたいと考えております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

ありがとうございます、前向きなお答えを。そしてですね、そういう施策を積極的に推進するための法律が手話言語法です。手話言語法の制定に向けても準備を進めていただきたい。そう願っていますが、町のお考えをお聞きします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。手話言語条例の件につきましては、現時点で具体的に今準備を進めているものではございませんけれども、先ほど申しあげました具体的な行動、そういったものが根拠となる、町の全体ですね周知を図るという意味でも、言語条例を制定することにつきましては、今後、検討をしていきたいというふうに考えております。

2 番（坂本玲子君）

本当にですね、どんどん進んで行くと、いろんな会での手話通訳者を派遣する制度なんかもできると思います。私たち健常者は、なかなか障害を持った人の思いを理解するのが難しいところがあります。だからこそ、障害を持った方々やその家族の方々の言葉を真摯に受け止めることが大切になります。

先ほど課長がおっしゃいましたように、佐川町では随分前から手話サークルがあり、熱心に学習を重ねていると聞いています。また、

町内の保育所では、町内全ての園が集まって開催するちびっこまつりにおいて、手話ソングを毎年子供たちと一緒に歌っています。手話を育てる種があるのです。

しかし、一般町民の間で手話に対する理解がまだ十分とは言えません。そして、本当にこれを広めるために、それは障害者のためだけでなく、私たちと障害者をつなぐ本当に大事な手法として、ぜひ拡充して行っていただきたいと思います。障害の有無にかかわらず、全ての町民の方々が安心・安全に心豊かに暮らせるまちづくりをして行ってほしいと、私も願っています。

では、次の質問に移りたいと思います。

人事評価制度について、です。佐川町では、ことし4月人事評価制度実施要項を定めました。職員の能力の開発と組織の活性化を図り、もって能力、実績を重視した適材適所の人事管理の推進に資することを目的としています。

私の経験では、以前の人事評価制度は、仕事の内容と点検項目が一致せず非常に苦勞した覚えがあります。また、最終評価を町長、副町長がすることにも違和感を覚えました。課長でさえも現場に来ることは年に何度もなく、ましてや町長は年に何回か話すだけの人でした。その人が私たちの評価ができるとはとても思えなかったのです。

佐川町では、数年前からこの試行を行っており、その評価と反省のもと、実施要項が出たのだと思いますが、以前やっていた人事評価制度の成果と反省点をお聞きします。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。平成20年度から平成25年度にかけて実施いたしました旧の人事評価制度につきましては、平成26年の9月に全職員に対しまして、旧制度に対するアンケートをさせていただきました。

その中には業務に対する意識の向上や啓発につながったという意見もありましたけれども、適正・公平な評価が行われていない、また、人事管理や人材育成などにも十分活用されていないのではないかと、また、研修が不十分であるのではないかと、などの意見も出されておきまして、制度面や運用面におきまして反省点として把握をしたところでございます。

2番（坂本玲子君）

いろいろな反省点があったことと思いますが、では、人事評価に必要とされる大切な原則は何だと理解しておられるかお聞きします。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。人事評価制度を運用するに当たりまして、必要な原則と申しますのは、公平性また公正性、それから透明性とか客観性などであるというふうに思っております。以上です。

2番（坂本玲子君）

先ほど言われましたように、いろいろな原則があると思います。私は、公平、公正の確保、客観性の確保、透明性の確保、納得性の確保、この4つが原則ではないかと思っています。

そのまず1番目の公平、公正の確保のため、昇給の人事分布率をつけた相対評価では職員の力が正当に評価されないのではないかと思います。今年度から始めた人事評価は絶対評価なのでしょうか、相対評価なのでしょうか、どちらでしょうか。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。新たな人事評価制度におきましては、人材育成を手段とした制度でございます。評価の原則といたしまして、職務上の行動と仕事の成果の事実を評価基準に照らし合わせまして、絶対評価で行いまして、他の職員と比較する相対評価では行わないという形にしております。

2番（坂本玲子君）

以前のですね、評価は絶対評価のような相対評価のようなということがありまして、優か良かということですが、そういうところを何人ぐらいというのを何となく決められていたというようなこともあったと聞いておりますので、ぜひ、絶対評価をしながらやっていただきたいと。

2番目の客観性の確保のためには、双方向性評価が必要だと思えます。それは、できているのでしょうか。上司が部下を評価するだけでなく、部下が上司を評価する、また同僚同士でも同格者評価も必要になるかと思いますが、その点はいかがでしょうか。また、評価のための研修もあわせて必要だと思えますが、その点も回答お願いします。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。旧の人事評価制度におきましては、上司から部下へ、部下から上司へという双方向の評価制度も採択をしてお

りましたけれども、このたびの新しい人事評価制度を構築していくに当たりまして、佐川町人事評価制度検討会というのを立ち上げまして、職員の意向を反映するためのそういう機関でございますけれども、その中で検討いたしました結果ですね、このたびは双方向の評価制度は取り入れないということで、採択はしておりません。また、議員おっしゃいました同僚評価とかいうのは、今回、ちょっと新しい見方じゃないかと思うんですけども、現在は、そのことについては協議をしておりません。

また、研修のことでございますが、人事評価の研修につきましては、昨年度から制度の定着を目指しまして、評価者研修と被評価者研修に分けて実施をすることといたしております。以上です。

## 2 番（坂本玲子君）

職員の方が、それで全員が納得されておるなら、それはそれでいかかもしれません、そういうそのいろんな方向からの評価の制度があるということを御理解いただきまして、また検討するとき、今年度やってみてどうだったかというときに、そういうのも頭の中で考えておいていただきたいと思っています。

3点目の透明性の確保には、評価結果の開示と評価根拠の説明が必要です。また4番目の納得性の確保には苦情がある場合には苦情処理ができる仕組みが必要だと思っておりますが、その点についてはどうなっていますか。

## 総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。まず開示の関係でございますが、評価結果の開示につきましては、評価者が被評価者と面談を実施いたしまして、評価者にその件について全面的にフィードバックをするというふうな形をとっております。

また苦情の件でございますけれども、人事評価の運用、評価結果に対する苦情の相談につきましては、総務課におきまして苦情相談窓口を設置し、相談業務を行うようにしております。以上です。

## 2 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。地方自治の基本は、住民の方々を封建時代のように、お上のいうことは御無理ごもつとも、というやり方で統治するのではなく、住民がよりよい生活をするために、住民の声を実現するために努力をし、その声を県や国に届け、もっといい施策を決定してもらおうことにあります。そのためには、住民に一番近

い役場職員が住民の声を聞くことが基本であり、現場に近い方の声を一番大切にする姿勢が必要です。トップダウンではなくボトムアップが必要なのです。

しかし、人事評価によって上司が一方的に評価をすることになると、住民のほうを向いた施策ではなく上司や町長の顔色をうかがう職員をつくりかねません。非常に慎重に進める必要があるのです。人事評価については、以前、私もやっておりましたが、自分で自己点検をすることにより問題点や課題を認識し変革をする、それが基本だと思います。

また、職員全体で話し、お互いを認め合うことで職員の力を伸ばしていくことを目指しました。「あの人やることは遅いけど、あのやさしさは自分など及ばない。そこがすごい」とか、「あの人は人の心をしっかり受けとめるのがすごい」とか、それぞれみんな違うから補い合ってやっていくことがいいのだと思いました。

教育でも、自分が変わるにはまず自分が認識でき、変わろうと努力することが必要で、人から言われたことに納得できなければ、自分を変える力は少ないように思います。

荒れた学校を変革した先生がまずやったことは、生徒を認め寄り添うことでした。また、毎日友だちのいいところを見つけ発表するという実践もあります。そうしたなかで、自己肯定力を高め人間が変わっていくのです。それは職場でも同じではないでしょうか。評価によって萎縮するのではなく、積極的に業務を遂行し、住民目線でも上に対して意見を言える職場づくりを目指すべきだと思いますが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。このたびの新しい人事評価制度におきましては、自己評価制度を導入しています。自己評価の後は、評価者でありますその上司との職場面談を行いまして、評価について認識の違いがあれば、その原因を探り、また人材育成を重視した能力の向上につながるように、評価者と被評価者が話し合うということを取り入れております。

このようなことから、上司が一方的に評価を下すだけじゃないような仕組みづくりを行っておりますので、一定、住民に対する、この、言えるような職場づくりとともに、そういうふうなことに対応できる評価制度になっているんじゃないかというふうに思います。

以上です。

## 2 番（坂本玲子君）

佐川町の職員は、多くの方が住民のほうを見つめ考え、よりよくしていくために頑張っておられると思います。しかし、納得のいかない人事もないことはありません。人事評価制度をきちんと運用することで、余計な介入を防止し、適正な人事管理ができるように希望します。またそれによって、職員の士気を失うことがないよう十分な配慮を持って臨んでいただきたい。

また、町長はその最高責任者として、適切に能力を伸ばすことができなかつた場合、責任は自分にあると自覚して、より一層適切な教育ができるように頑張りたいと願っています。

この人事評価が職員同士を分断するのではなく、楽しく仕事ができる職場を実現し、仲間と協調しお互いの力を伸ばし、住民目線での仕事が円滑にできるよう改善をしながらやっていただきたいと思っています。

では、次の質問に移ります。健康づくりについてです。

今年度、3地区に集落活動センターができる予定で、地域の安全やつながり、助け合いなどに大いに役立つセンターになるのではないかと大いに期待しています。今回はその集落活動センターと健康づくりを結びつけていただきたいと思い、質問をいたします。

実は、斗賀野地区の集落活動センターの立ち上げにずっとかかわってきました。今は具体的に何をするか話し合っています。その中で、健康づくりの推進も大切だねえという声が出ました。料理教室やウォーキング、尿や血液の検査、測定などもやりたいねという声が出ました。しかし、「料理教室の講師料はどうする」「人件費はいらんけどせめて検査剤費はどっかから出んろうか」などの話も出ていました。

町でも介護保険では、要介護にならないため予防ができる施策を模索しています。国保でも健康づくりを推進して国保税をなるべく安くしたいと願っています。またその予算には、保健事業推進費があり、その推進に努力していることと思います。しかし、役場だけでやるには限界があります。特定健診の受診者は町職員の努力等で40%にまで上がっています。本当に持てる力を発揮し、努力されたことと思います。

しかし、いくら健診の必要性を広報で書いても、これ以上に伸び

は難しいのではないのでしょうか。先進的な市町村では地域のさまざまな力を借りて推進し、うまくいっているところがほとんどです。婦人会であるとか自治会であるとか、健康推進員をつくってとか、そういうところに協力を依頼して一緒にやっていくことで成功をしています。

では、佐川町ではどうでしょうか。自治会でもなかなかその動きは難しいことが現状ではないのでしょうか。しかし、今、集落活動センターをつくるため住民の方々が手を取り合っています。やる気も十分です。これを活用しない手はありません。今こそ行政が住民と手をつなぐチャンスではないのでしょうか。

しかし、集落活動センターの話し合いの中には、チーム佐川の職員さんしか出てきません。これをチャンスと捉えるためには、国保の関係者とか、介護の関係者とかも出てきて一緒に話し合い、住民がやりたいことをサポートする体制や施策が必要ではないかと思うのです。役場で座っているだけでは新しいアイデアは出てきません。人の意見や気持ちを聞いてこそ生まれるのです。

例えば、今回、斗賀野の話し合いの中で出てきた内容にはそれがあるのです。今まで職員が必死に考えてやっていた施策を住民主体に考えるだけで、大幅にその効果があらわれるのであれば、やってみる価値があります。住民がやりたい施策を応援する。積極的な意見に対し、それがやりやすい施策を展開する必要があると思います。例えば健康増進のためには補助金を出しますとか、介護予防ができるならサポートします。そんな言葉が聞こえたら、町民の力は倍増すると思います。

健康増進や介護予防の推進のため、補助金制度を創設し、住民の活動をサポートする施策が必要だと思いますが、お伺いします。そういう施策をつくる気持ちがあるかどうか、お答えいただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。健康づくりの施策のほうからということですので、私のほうからお答えいたします。

まず基本として集落活動センター、これについての活動は、御承知のとおり地域産業とか、特色、人材、こういったものを生かして住民の方々が自主的に活動していただける地域の拠点であるということをございます。もちろん、その中での健康づくりである

とか、介護予防、認知症予防も含めて、そういった健康づくりに関する取り組みを地域ぐるみで進めていただくということについては、私たちにとっても非常に大切でありがたいことだというふうに考えています。

そういうふうにしていただきたいというふうにも考えています。町としての取り組み、健康づくりの取り組みについては、これまでも各種施策、健康づくり事業としていろいろ、講演であったりもそうですけれども、いろんな取り組みを健康福祉課を中心にやってきています。

これまで、先ほどの坂本議員さんの説明の中でですと、例えば斗賀野の集落活動センターの中での取り組みということで、解釈というか話をするのであればですね、基本的には集落活動センターの活動事業として原則といいますか、自主的な財源を構えて健康づくりに取り組んでいただくというのが基本的な考え方にはなろうと思います。

そういった活動の中で、例えば町の施策、町の全体としての取り組みに反映さずであるとか、町の施策として取り入れていくということであれば、例えば健康福祉課の事業の中で、そういう広がりを持ってやっていくという方法は検討が考えられるではないかというふうには思いますけれども、現時点で、例えば、斗賀野の集落活動センターでそういう取り組みを行うものについて、健康づくりの補助金を別途構えるとかいうことについては考えてはおりません。以上です。

## 2 番（坂本玲子君）

現時点では考えてないということですが、そういう町ぐるみでできるような活動をしない限りは、これ以上、なかなか町全体では広がらないというのは現実としてあると思いますので、そういう大きな施策の中で、例えば、こういう事業をしていただけたらこうするとかっていうふうな、そういうことはできると思うんですが、その辺はいかがですか。

## 健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。先ほどの集落活動センターの話し合いの中に、例えば介護、福祉の、具体的には、恐らく健康福祉課の職員とかいうのが入っていないという話でございました。これについては、本当に、入ってですね、地域の中でそういう取り組みをしたいとかっ

ていうことを、私どもがですね、話を聞きながらそういった町の施策に取り入れることができたらですね、そういうふうに検討もしていくという過程が大事だろうと思いますけれども、参加できてなかったということであれば、今後ですね参加をさせていただいて、そういう地域の取り組みについても一緒に検討をさせていただきたいと思います。その中から町の施策として取り入れるものがあるかどうかを話していきたいと思っております。

## 2 番（坂本玲子君）

今まさにですね、どういう内容の事業をするかとかっていう話になっております。健康づくりっていうのは本当に大事な施策ですので、ぜひ、一緒になって考えていただいて、町として本当にこう住民の力をぐっと受け止めれるようなやり方でやっていくと、佐川町全体の健康の増進につながるのではないかと考えていますので、その辺、その参加も含めて、ぜひ前向きに考えていただきたいと願っています。

県もですね、健康増進に力を入れて、ことし9月から健康パスポートの発行事業を開始しました。この内容について少しお伺いいたします。

## 健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。この9月1日から、県とですね県下の市町村が参加をして、名前は高知家健康パスポートというふうな取り組みを進めております。内容につきましてはですね、例えば県内の健康イベント、それから健康的な施設、そういったものを御利用された場合に、ポイントといいますかシールが配布をされます。そのシールを3枚、3ポイントためていただきますと、高知家、県がですね発行する健康パスポートというのを取得ができます。これが申請になりますので、窓口は例えば佐川町であれば健康福祉課等が、その応募のはがきがありますので、それを使って応募していただく。そのパスポートを取得できればですね、県内で協力していただく協力店というものが登録をされております。そういった協力店で、例えば買い物をしたり利用する場合に、さまざまな特典が受けられるというメリットがあります。

例えば佐川町でいきますと、今協力店として登録されているのがですね、サンシャイン佐川さんとほっかほっか亭さん、この2店舗にはなりますけれども、県内のところでそういう特典が受けられる。

それからあとですね健康パスポートのシールをためていただきまして、一定程度たまりますと、これは県がやっている取り組みになりますけど、豪華景品が当たると、抽選によって当たるというふうなことでの取り組みになっています。現時点ではそういう形で、あとですね佐川町内の特典が得られるイベント等としては、例えば特定健診であったり健診関係、人間ドック、これについては県下全市町村受けられます。

佐川町においては、これからウォーキングイベントが10月、11月ありますが、そういったウォーキングイベントに参加をしていただくとか、あるいは町のかわせみでやっています健康福祉大会、それから町民プールとかテニスコートを利用された方、それからさくらスポーツクラブに所属されているいろいろ活動された、いうことですねこういったシールがもらえるというふうなことになっております。現時点ではそういう概要になっています。

## 2番（坂本玲子君）

実はですね、私も早速パスポートの申請用紙をいただきました。そこで、内容を見てみたのですが、何とも物足りない内容でした。友だちにその内容を話すと、そんなの要らんと一喝されました。せっかく取り組むならば、みんながやりたい事業であるべきだと思います。

今は、ポイントを受け取る事業が健診や健康福祉大会、ウォーキング、プール、さくらスポーツクラブなどに限定されています。しかし、町民が自主的にやっているさまざまな運動クラブもあります。また百歳体操やふれあいサロン、あったかふれあいセンターなどに行くだけでも介護予防になっているのではないのでしょうか。そういうものも対象にすべきではないかと思ったのですが、事業の対象を広めることについては、どのようにお考えでしょうか。

## 健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。このポイントが付与される取り組み、イベント等についてはですね、各市町村それぞれですね、違いがあるといえますか独自で構えられるような形になっています。ですので、先ほどおっしゃいましたような、現時点ではですね限定されているものについてもですね、これまだ9月1日から始まったばかりなんですけれども、もちろん今後町の取り組みで、町というかですね、佐川町内のいろいろな取り組みで、ポイントを付与したらいいんじゃない

ないかという、健康づくりにつながる取り組みについては順次検討してですね、加えていきたいというふうに考えています。以上です。

2 番（坂本玲子君）

本当にですね、そういう広く広めることによって、みんなが集めやすい、そしてそういう施策になるともっといいかと思いますが、このパスポートを受けた後の特典についても、あんまり魅力がないんじゃないかなど。県と連動してやることも大事ですけども、佐川町独自で特典を増やすということも考えていってはどうかと思っています。

例えばですね、そういう事業を広めたなかで、1ポイント1円相当でもいいので例えば、どんどん集めたくなるようにする。例えばですね、大体1日にいくつもポイントはないでしょうから、毎日運動をしても、最高集まっても300円程度、1ポイント1円にすると。それぐらいはどうってことない形じゃないかなあと。そういう、そのどんどん集めるという意欲を高めることによって、いろんな健康意識が高まって、積極的にいろんなイベントに参加すると。そういうふうな攻めの姿勢も必要かと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。今ですね、県が構えている特典以外にですね、この制度については、それぞれの市町村が独自で特典を構えてですね、やっていいという仕組みになっています。

ただ佐川町においては現時点でこの9月1日をスタートを切る時点で独自の特典、ポイント還元の仕事はつくれておりません。これについてはですね、もちろんやらないというわけではなくて、いろいろ検討する事項があります。健康づくりの部分もそうですけれども、それ以外にも地域づくりであるとか、例えばポイントの還元でありますと、事業所関係、商工会も含めてですね、いろいろなさまざまな関係するところがあります。そういったところの話であるとか、いうところもありますので、これについては早急に、早急にといいますか、軽々にですね、あれをやったりこれをやったりという形でやるのではなくて、全体を考えて、佐川町ならではのそういった仕組みづくりを考えていきたいというふうに思っております。

2 番（坂本玲子君）

本当にですね、そういう佐川町でどうやったらいいのかっていう

のをしっかり考えていただいて、攻めていって、町民全体がそれで幸せになるというふうな事業にさせていただきたいと思います。

次は、プールについてお伺いします。プールを活用しての健康づくりの施策とスイミングスクールの継続的な運営についてです。

佐川町ではもう 20 年以上前に町民のための温水プールができ、大変うれしく思ったことでした。そしてスイミングスクールでは、多くの小中学生が水泳を学び、佐川町の水泳の底辺を押し上げてくれています。私の子供も小学生のころお世話になりました。ちなみに、子供たちが通うお稽古事で人気ナンバーワンがスイミングだという調査結果がありました。佐川町に住んで、近くにスイミングスクールがあることは、親にとってもとてもうれしいことです。この温水プール、またスイミングスクールの評価はどのように捉えていますでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。町民プールの評価ということでございます。まず水泳につきましては、成長期の子供や高齢者でも関節や骨に負担をかけずに全身をバランスよく鍛えることができ、また心肺機能の向上も期待できるため、スポーツ活動の推進や健康づくりの観点からも、町民プールは本町にとって大変有意義な施設であると評価しております。

ちなみに、町民プールにおけますスイミングの関係の利用者を見てみましても、例えばスクールでしたら、5年前は約1万6千人であったものが、昨年度は2万3千人程度と、スクール関係の利用者が大幅に伸びております。こういった状況からも、また一般の町民の方の利用を見てみますと、大体ここ5年くらい平均して9千人台ということで安定した利用もされておると、こういった状況にございます。以上でございます。

2番（坂本玲子君）

ありがとうございます。実は、健康づくり推進の質問をしましてから、自分でも自分の健康を守るには行動をしなきゃいけないと思いついて、プールに通うようになりました。

このプールは、スイミングスクールだけでなく、健康づくりにも大いに役立っています。9月にはスイスイウォーキングの教室が開催され、20名ほどの方々がその講習を受けられているとお聞きしています。新たな施策を展開されていると聞き、うれしく思ったこと

でした。

そのほかにも、多くの高齢者が自分の健康を守るために通い、そこは交流の場としての役割も担っています。年間延べ1,200人が無料でプールを利用していると伺っております。しかし先日、高齢者のプール利用者から、65歳以上の平日1時半から4時半までの無料はありがたい。しかしいつでも無料になるともっとうれしい、との声を聞きました。じゃあその運営はどうなっているのか、と調べました。

私は町の決めた高齢者の減額分は、その利用に応じて町が別に負担していると思っていたのですが、それがないことを知りました。指定管理料はゼロ、プールの維持管理は町が大体の費用を受け持ち、スイミングの利用料などの収入で、プールで働く人たちの賃金や運営に必要な支出を支えていることがわかりました。

しかし、プール関係者に聞きますと、運営はかなり大変だそうで、年間300万円の利益が出ていますが、そこから税金等を引くと、約10万くらいの利益だそうです。利益が出ていればいいんじゃないかと思うかもしれませんが、それは職員の方々の劣悪な賃金によってそうなっているのだと聞きました。

スイミングの指導には専門性が必要で、誰でもできるというものではありません。ところがその賃金は、自分の子供の初任給よりも安いと聞いてびっくりしました。これでは若い指導者を育てる環境にはありません。高知市などを除いて、人口の少ないところでのスクールの運営は大変です。もちろん企業努力も大切なのですが、これが立ちいかなくなり、スイミングスクールがなくなれば、佐川町として大きな損失になります。プールを指定管理にしたのは経費の節減であることは承知しています。スイミングを除く年間収入と人件費を除いた管理費、事務費の支出はほぼ同額。しかし指定管理を受ける人がいなくなれば、プールを管理する人の人件費が必要となり、今より何百万かの支出が多くなります。

その内情を知ってしまったからは、高齢者の健康づくりのために無料の時間帯を延ばしてほしいと言いつらくなりました。そう言ってしまうえば、スイミングの先生方の賃金ももっと少なくなってしまうのではないかと心配してしまうのです。

先ほども言いましたように、大体年間無料券を使うのは延べ1,200人。町の施策によって減額する分ぐらひは町が支払ってもいいので

はないかと思えます。それが実現しますと、私たちも、そういうも  
っといい施策を、っていうときに言いやすく遠慮なく言えるよう  
になります。そういうことを検討することは可能でしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。今、議員さんおっしゃられたとおり、平成 27  
年度の町民プールの経営状況を見てみますと、一応黒字でございま  
す。300 万円ぐらいの損益上の黒字が出ております。そういった中  
で、私どもは、町民プールの利用者の拡大を施設の指定管理者と一  
緒に話もさせていただいておるんですが、現時点で、確かに町から  
新たな補助金に類するようなものを町民プールへ出すという考え  
はございませんでして、今後、利用者をいかに増やすか、そういつ  
た中で経営にプラスになる、そういった方向を考えていきたいとい  
うふうに思っております。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

では、お伺いします。そういう利用者を増やす施策、また今後ど  
う活用するかについて、どのような施策をお持ちなのか、教えてい  
ただきたいと思えます。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。まず、先ほどから出ておりますとおり、町民  
プールは健康づくりの拠点として非常に利用価値も高いというこ  
とでございしますので、健康増進や体力づくりの観点から有効な活用  
方法について、今後、健康福祉課さんとか、それから指定管理者と  
協議をしまして、本年度中に策定予定の次期教育振興基本計画を踏  
まえて来年度中には一定の、こういった整備ができるのか方針を見  
出したいと考えております。

また今後、町民の健康づくりの拠点として安定的に運営するた  
めに、現在、3 カ年である指定期間の延長とか、あるいは先ほど申し  
ました利用者の増加につながる事業の創設について、指定管理者と  
協議をするとともに、私ども自身が積極的に提案できるように、先  
進事例の調査研究にも努めたいと考えております。

また施設環境の改善も、安定的運営のためには重要なことござ  
いしますので、本年度は町民プールの天井落下対策工事と空調施設の  
整備工事を行うこととしております。これによりまして、利用者の  
安全確保と冬場の寒い時期にも快適にプールを利用していただく  
ことができるようになります。今後も必要な施設環境の改善に努め、

利用者の利便生の向上を図ることを通じて、利用者増につなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

本当にある施設を大いに活用をして健康づくり、子供たちの心身の発達、いろんなことが考えられますので、ぜひ充実をさして、そしてまたスクールの指導者なんかの育成なども必要かと思imasuので、そういう意味で、5年に延ばすことってというのは有効なのかなと思imasuので、ぜひ進めていっていただきたいと思imasu。以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、2番、坂本玲子君の一般質問を終わります。  
休憩します。

休憩 午前 11 時 15 分

再開 午前 11 時 25 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

4番、森正彦君の発言を許します。

4 番（森正彦君）

4番議員の森です。通告に従い質問させていただきます。

川井教育長は、この10月で2期目の任期を終えられ、そしてこのたび再任されました。今後の3年間、佐川町の教育振興のリーダーとしての御尽力、どうかよろしくお願い申し上げます。

9日の同意案件には私1人賛成しませんでした。もし、私が賛成していれば満場一致でございましたが、私は、今回この同意案件が提出されることで、取材や調査をいたしました。その中には、今までの6年間のやり方でいいのだろうか、このままでは佐川町の教育はよくなるかという多くの疑問や不満がありました。

そこで、川井教育長の任期中の教育振興策についてまず振り返り、改善すべきは改善し今後の教育振興に生かしていただきたい。そういう思いであります。そこでまず、教育長は最初に教育長に就任した際の気持ちや豊富、そしてその後どんなにして文教のまちの施策を進めていきたいと思ったのかお伺いします。

教育長（川井正一君）

それでは、お答えいたします。私が初めて教育長に就任させていただきしたのは、平成 22 年の 4 月でございました。そのときに、何をすべきか、当時の榎並谷町長ともお話しをさせていただきました。そのときに、榎並谷さん、町長さんからは腰を落ち着けてじっくりと佐川町の課題に向き合ってほしいということをおっしゃいましたが、私自身何を取り組まなければならないかといえ、もう当然学校教育と社会教育という 2 つの柱がございます。

まず学校教育では、やはり知・徳・体のバランスのとれた生きる力を育むための施策を充実させること、これが 1 つでございます。また、2 点目の社会教育につきましては、町民の皆様が生涯にわたって学ぶ楽しさを感じていただくための環境の充実、この 2 つに取り組まなければならない、これが大きな点でございます。

そういったことを踏まえて平成 23 年度以降いろいろな、予算面でも新たな取り組み等々やってきております。まず、基本的にそういった 2 つの柱があるなかで、やはり学校教育では私自身が佐川町の人間ではございませんでしたので、私、22 年 3 月までは県教育委員会事務局に勤務しておりましたので、私が佐川町でお世話になるということがわかった時点で、県教委の各課に学校教育の佐川町の課題について勉強をさせていただきました。そのなかで、大きく佐川町が他の市町村に比べて劣っていると言え、数字的なデータの面で佐川町に非常に厳しい状況にあるのは 2 つございました。

1 つは学力です。平成 21 年度の学力のデータを見てみますと、佐川町の学力は全国平均の、マイナス 10 ポイント以上離れておる、そういった実態もありましたし、大体マイナス 5 ポイントから 15 ポイント離れておる、そういった学力の実態がございました。これをまず何とかしなければならない、と思いました。

それからもう 1 点は、意外なことでしたが給食の滞納が非常に多いと。これは県下ナンバーワンクラスではないかということも教えていただきました。

学校教育に関してさまざま、不登校の問題であったり、いじめの問題であったりさまざまございますが、この 2 つが大きな佐川町が取り組まなければならない事柄であるというふうな認識を持ちまして、その後 22 年度着任しまして 23 年度から私としてできる限りの取り組みをさせていただいた、というのが実情でございます。以上

でございます。

#### 4 番（森正彦君）

この質問に当たり、就任時からの議会答弁を振り返ってみました。就任されて最初の平成 22 年 6 月議会で、今橋議員の質問に答え「学校教育は、中長期は中学校の統合問題であり、短期的課題は学力、体力、いじめ、不登校問題の改善であり、学校教育の充実である」と。「社会教育は、文化推進協議会が生涯学習の根幹をなす活動をされている。今後も、社会教育の重要性を認識し支援していきたい」。

そしてその年の 9 月議会では、学校教育の改善策と方向性を示せとの質問に、「教育振興計画を策定し、本町の教育の目指すものをしっかり打ち立て、個別の施策を毎年打ち出していく」と答弁しています。

そして次の 12 月議会では、保小連携への問いに、「幼児教育と学校教育が円滑に継続するために重要であり、今以上に質と量を一層充実させたい」と答えています。

年が変わって平成 23 年 3 月議会では、佐川町の教育の方針及び方向性と独自性は、との問いに「文教のまちの人づくりで、知・徳・体のバランスのとれた心豊かでたくましい子供の育成を目指す。教育の原点は家庭であり、P T A の横のつながりを活用して家庭における基本的生活習慣の確立と家庭学習の定着を図る」。

そして 25 年 3 月議会では、佐川町教育振興基本計画の中で、25 年度の重点項目は何かという質問に答え、「学力向上と豊かな心を育む対策の充実が喫緊の課題である。しつけや基本的生活習慣の確立等、学校に過度に依存している状態が見える。家庭でしつけ、学校で学び、地域で育てるというみんなで育む教育を推進する仕組みづくり、仕組みづくりについて 25 年度は学校、P T A と検討協議を行い、26 年度はその新たな仕組みの実現を図りたい」。

大分飛びまして本年 6 月議会では、総合計画を踏まえた新たな取り組みは、との質問に「計画を踏まえ、地域の人材や文化的資源を活用し、ふるさと教育とものづくり教育を行う」と答えています。

少し長くなりましたが、本当にすばらしい内容の答弁だと思います。しかし、私の周りの人からは、教育長が何をしたいか、どんなことに新たに取り組んでいるのか見えてこないという声があります。今のは議会の答弁ですので、教育に携わる、そういった人のところ

へは答弁のことは十分行ってないということでしょうか。教育長が何をしたいか、どんなことに新たに取組んでいるのか見えてこないという声が多くあるわけでございます。

議会答弁の内容から具体的施策が余り見えてこない。全体として、具体的実践が乏しいのではないかと思います。いわゆる理念はあるけれども、理念だけという感じがします。少し重複する部分があるかもしれませんが、先ほどの答弁の内容も含めて、目指した施策で何ができて何ができなかったかをお伺いしたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。まず学校教育でございます。学校教育につきましては、私着任しましたのは平成 22 年でございますので、23 年度から取組みを始めました。具体的に何をやったかと言えば、例えば 23 年度は 1 期目の佐川町の教育振興基本計画を作成しました。と同時に、まず学力が課題でございましたので、学力について強化指導力向上を図るということで、外部の大学の先生等に御指導いただき、そういった取組みを、これ町単独事業として始めました。また、ALT につきましては、それまで 1 名体制でしたが 2 名体制として小学校にも外国語指導ができる、そういった体制を整えました。

そして平成 24 年度でございます。私が長期的な課題として認識しておると申し上げた、いわゆる学校の統合問題に関する部分ですが、尾川地区の住民の皆さんと 22 年度からずーっと話しをするなかで、尾川地区については今後も地域に学校を残したいと、そういう御意向を受けて、平成 24 年度からは尾川小中一貫教育校を開校するという取組みをしました。

また、この時点から中学校の学力対策として放課後学習、県の事業を入れた放課後学習にも取り組み始め、また県教委の新たな事業として、発達障害のお子さん等が同じ教室で学ぶのではなくて、そういった子を取り出して通級指導ができる教室を構える、そのための教員の加配をいただいて、そういった通級指導ができる体制を整えました。

また平成 25 年度につきましては、同じく、これは佐川小学校で、小学校は先生が全ての教科を教えるわけなんです、算数の専科を県教委と話しをしまして教員の加配という形でいただいて、3 年間佐川小学校に算数専科の教員を確保しました。

また斗賀野小学校が非常に学力含めて厳しい状態でありましたので、鳴門教育大学の先生を派遣していただく学校コンサルチーム派遣事業というものを受けまして、斗賀野小学校の取り組みを大学の先生の指導・助言を受けながらやる取り組みを平成 25 年度からも始めております。

また学力と非常に関係がございますいわゆる言葉の力を子供たちにどのようにつけていくのか、そういったことが非常に重要であるということで、佐川中学校に県の指定事業であります言葉の力育成プロジェクト事業、これ導入しまして加配教員 1 名のもと、そういった取り組みをしております。

また平成 26 年度からは、特に中学校が授業時数が増えた関係で、なかなか、例えば台風等で休校とか、あるいはインフルエンザで休校となった場合、授業時数の確保が非常に厳しいということを受けまして、平成 26 年度からは、土曜授業の実施を学期に 1 回やりました。

そういった取り組みをスタートさせると同時に小中学校で地域の力を借りて、学校を、いろんな面でお力をお借りして学校の安定的な運営につなげるということで、学校支援地域本部事業を、この年初めて尾川小中学校に導入しました。と同時に、尾川小中学校をコミュニティスクールの研究指定校にする。そういった取り組みを始めました。

また平成 26 年度からは、全国学力調査の結果を町の広報紙でお知らせするようにしました。それとあわせて、学力面で課題があるということで、町の校長会等で校長先生方と協議し、佐川町としての全小中学校で共通して取り組む学力向上対策 3 本柱を策定して、授業改善、その柱の 3 つの柱としまして授業改善、一人一人に応じた指導の充実、家庭学習の充実、この 3 つを 7 小中学校で力を入れて取り組もうということで、こういった 3 本柱をスタートさせました。

また平成 27 年度からは、学校支援地域本部事業を斗賀野小学校、黒岩小学校にも新たに導入し、また小学校を初めとして放課後の学習指導事業を、県教委の事業を導入して平成 27 年度から現在まで取り組んでおります。

また、平成 27 年度以降、校長会のメンバー、今までいろいろな努力をいただいで、それぞれ学校の課題解決に取り組んでいただいでございました。そういったなかで、校長先生方に先進地をしっかりと

見てきていただいて、その成果をそれぞれの学校の取り組みに反映させていただくということで、平成 27 年度、28 年度と県外視察を校長会としてやっていただくような予算も取って、平成 27 年度は学力向上対策の 1 つとして、学力の高い福井県に調査に行っていました。

そして平成 28 年度は、やはり、なかなか家庭、地域と一体となった取り組みはまだ不十分であるということで、本年度は、地域ぐるみ教育の取り組み、保小、小中の一貫教育、連携教育、そういったことにも力を入れている京都府の学校に校長会のメンバーを派遣して、今後の取り組みへ反映させようというふうなことで、さまざまな具体的な取り組みはやってきたということでございます。以上でございます。大まかな部分でございますが。

#### 4 番（森正彦君）

たくさんの施策、ありがとうございます。よく教育長は、学校のことには校長に任せていると。やりたいことがあれば言ってください。協力はするということは何回か聞いています。校長を信頼し、自主性を尊重するということで本当に耳に優しい言葉ですが、しかし、それでは、それぞれの校長の考え、校長の力量に大きく影響され、学校間の格差が生じるのではないかと思います。その学校のことには校長に任せているということに関して、そういったことはどうなんでしょうか。

#### 教育長（川井正一君）

お答えいたします。私は、教育委員会の学校教育委員会の役割というのは、大きな方向性を示すということが 1 つあると思っております。その上で、後の細かい取り組みについては、その方向性のなかで、各校長先生方が自主的に取り組んでいただく、それが基本的な私の学校教育における考え方です。

ただ、そしたら、何もかも任せっきりという意味ではなくて、年度初めにはこういうことに町として力を入れて取り組みますので、校長先生方しっかり取り組んでくださいというなことで、小中学校の校長、教頭全て集めた会において、その年度初め、特に気をつけていただきたいこと、学校として力を入れていただきたいことなどを私みずからお話しもして、それを受けて後の細かい点についてはそれぞれの学校の実態を一番把握しているのは校長先生方ですので、校長先生方にお任せするという、そういうスタンスで今までや

ってきております。以上でございます。

#### 4 番（森正彦君）

方向性は示していると。言われるとおりに学校に任ずということはいいことだとは思いますが。私もそのことは賛成です。しかし町らしい独自性のある教育を行政がリードすることも大切であると思えます。そのバランスをとるべきだと思います。

教育の独立性を保ちながら子供たちが明るく楽しく学べる学校づくりには、教育委員会が責任を持って学校やPTAと連携を持って進めるべきと考えます。これ読んで私の思い違いかもしれませんが、先ほど、いっぱい私はやりましたよということお聞かせ願いましたが、何かそれを単年度に持っていくと余り見えてこない。学校任せで、いってくださいと。体制は整えますよ。そういうことは教育長は積極的にやっていただいておりますけれども、それで責任を果たしたみたいなのうに私は感じるわけでございます。

方向は示したと。その後、やっぱりどういかに進んでいっているかと。年度当初だけでなくして、やっぱり途中でですね、やっぱりチェックをしながら、あるいは校長の悩みを聞きながら、その示したことは計画どおり進んでいるか、いわゆるPDCA、こういったことをすべきではないかと思えますが、その点はいかがでしょう。

#### 教育長（川井正一君）

お答えいたします。年度当初、4月の基本的には1日にそういった話をさせていただいた後、夏休みに私自身が各小中学校を回りまして、校長先生と教頭先生と個別面談をしております。

その中で、学校がどういった取り組みをしているのか、お話を聞かせていただくとともに、学校としてどういった課題があるのか、そういったお話も聞かせていただいております。そういったことで、まず第一弾としては、大体夏休みぐらいに全ての学校をお伺いしてお話を聞かせていただくと。それから二弾目としまして、大体12月でございますが、これはまた全ての小中学校の校長、そして教頭先生を集めた合同会を開催しております。その中で各校が、今まで取り組んだ内容について発表をさせていただいております。そういったことで、各校の取り組み状況を私なりに把握しております。

また、毎月1回校長会等を開催しております。そういった校長会の中で、例えば学力の問題についてどういった取り組みをしているのか、そしてそれを各校に発表させていただいて、各校みんなで情報

共有する。ほかの学校でこういった取り組みをしているんだという  
ようなことをそれぞれの校長先生方に知っていただく、そういった  
こともやっております。以上でございます。

#### 4 番（森正彦君）

ありがとうございます。私の認識違いで少し申しわけなかったか  
と思いますが、その点についてはおわび申し上げます。しっかり P  
D C A をやっておるということで、ありがとうございます。

学テの成果が上がっているということをお伺いいたしました。これ、  
成績が上がっていることに大変うれしく思いますし、関係者の  
御努力に感謝いたします。なお、子供の教育は、学力だけではない、  
もっと大事なその人の人生を楽しく仲間とともに生きていく心と  
体を育むという目的があると思います。

その中で、学テで大事なものは、一人一人の学力を把握し、一人一  
人の基礎学力を向上することにあると思います。基礎学力がついて  
いないとなると、そのことは、その子の将来に大きく影響し、格差  
の問題にもつながってくる可能性があります。授業についていけない  
子やそれに準ずる子供たちへの手立てはできているのか、平均点  
を見るだけでなく、一人一人の学力を把握し、一人一人の基礎学力  
を向上する手立てをやっていきますか。どんなにしてやっているか、  
どのような姿勢で学力向上に、姿勢なり手法で取り組んでいるのか、  
お伺いします。

#### 教育長（川井正一君）

お答えいたします。先ほど、平成 21 年度の、佐川町非常に厳しい  
状態であったというのをお話しをさせていただきました。昨年度は  
若干改善して、実は本年度の、もうデータもきておるんですが、ま  
だちょっと文部科学省のほうでデータの取り違いがあったので公  
表は控えてくれというふうに言われております。で数字的なデータ  
は申し上げられませんが、ほぼ全国並みに今は改善していると。そ  
ういうふうに私自身は考えております。

この学力の問題については、いわゆる知・徳・体の中の知の部分  
ということになるんですが、やはり基礎の部分である豊かな心と健  
康な体それに支えられて学力があるというふうに私自身は思っ  
ております。まず学校で、やはり温かい学級づくりでありますとか、  
また来たくなるような学校、そういったものを基本的にしっかりや  
る中で、学力も力をつけていくと。しかし、なかなかおっしゃると

おり学力でつまずく子もたくさんおります。

そういった中で、放課後に、あるいは夏休みに、こういった時間に、学力のつまずきのある子、あるいはつまずいてない子も含めて、放課後の学習支援、そういったものをやることによって、町全体、統一的にそういった取り組みをしております。そういった中で、全体的な学力は上がってきておると。

ただ、もう1つはやはり安定した学級経営をするためには、なかなか1人の先生で1クラス30人近い子供さんがおる中で、安定的な学級経営ができない、そういった中で支援員を配置しまして発達障害のあるお子さん等に対する個別支援もあわせて行いながら、今取り組んでおるといのが実態でございます。以上でございます。

議長（藤原健祐君）

今、一般質問の途中ですけれども、食事のために1時半まで休憩します。

休憩 午前 11 時 55 分

再開 午後 1 時 30 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

4 番（森正彦君）

午前中に引き続き一般質問をさせていただきます。午前中の質問で、学テ、真剣に取り組んで子供たちの学力が向上したということ、大変うれしく思います。それと、一人一人の力を把握して一人一人に対応するやり方、今後もしっかり続けていただきまして、いい力がつくようにしていただきたいと思います。

次に、教員の質の低下についてお伺いします。教育長の就任以来、教員の質の低下が続いているように思います。この点についてはどうお考えでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。毎年教員の人事異動がございますが、その中で、私が気をつけておるのは、教員のいわゆる質と量の確保、この2つは、気をつけて取り組んでおります。量という面においては、県のさまざまな施策を導入して加配をいただいております。平成 22

年度から比べれば、加配の教職員の数というのはかなり増えてると思っております。

また一方その質の面でございますが、全体的な面においては私は質は劣ってない、それなりの質が確保ができてるといふふうに認識しております。ただまあ、個々一人一人捉えてみれば、必ずしも全員が素晴らしい先生であるとは言いがたいということはあると思っております。以上でございます。

#### 4 番（森正彦君）

確かに、みんながみんな必ずというわけにはいかないというのは私も承知しております。私が本当に身近で見ている中でですね、異動で来られた先生が2学期から病休してそのまま退職したり、それから学級をコントロールできなくなって途中で病休した先生もおいでます。また、よい先生の駒不足で大事な1年生に問題のある教師を配置せざるを得ない現状もあります。先生も生身の人間ですから、病気とかいう場合は仕方がないでしょうが、何かこう、余りにも病休の状態が早かったというようなことらもありまして、何か私も非常に疑問に思っております。

そういう状態、例えばですね、1年生のクラスで割合身近なところからわかったことなんですけど、やや取り組みの劣る子供に対して、口汚いとか、かなり厳しくしかっていたと。そんなことをすると、学校がいやになって不登校になってしまうと。そういう状況も実際にあっておるわけです。これは駒不足で、多分そこへその先生を配置せざるを得なかったとは思いますが、そういう現状も実際に把握しておるわけでございます。

そういう状態ですとですね、本当に現場は大変だと思います。子供も迷惑しております。途中で休まれたりですね。何でこう、本音なんですけど、そんな先生が集まるだろうかと、本当に私は疑問を持っております。

教育長はですね、そんなに劣っていないということですが、保護者や教育委員の皆さんはそのように思っていない、レベルが下がっているというふうな感じを受けておるわけでございます。見解の相違ということになるのですが、そういった教師の力不足による問題が学校現場で多数発生しておるわけでございます。もちろん教師だけの問題ではないのですが、そういった今の現場、質の高い教育ができていくかどうかという点でございますね、今の教育現場をどう捉え

られているのでしょうか、お伺いします。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。確かに、一人一人の教員は全て素晴らしい先生であるとは言いがたいというのは、それは御指摘のとおりだと思っております。ただ、私としてはそういった中で、その教職員集団全体として質を高める、そういった人員配置には努めております。全体でそういった教職員をカバーできる、そういった先生方の配置にも自分としては取り組んできて、それなりの先生の配置もいただいておりますというふうにも考えております。

ただ、確かに、そういった一部の先生方が十分取り組みができてない、それによって現場全体が苦勞する、そういったことがないように、今後とも一人一人、言うなれば、部分最適の部分もしっかり目配りをして、子供たちに変なストレスを与えたりとか、学校全体の取り組みが停滞するとか、そういったことがないように、今後とも配慮して人事異動全般に取り組んでまいりたいと考えております。

4 番（森正彦君）

これは先ほども申し上げましたが、私自身の受け取り方もあるわけでございますけれども、教育委員の中にもそういう受け取り方をしている方が何人かいらっしゃいますので、どうぞ、そのあたりはですね、内容を検証してどうだったか捉えられて今後に生かしていただきたいと思っております。

次は不登校ですが、現在、不登校や、授業についていけなくて保健室で過ごしている子供の数を把握しているのでしょうか。把握してましたら、ここ数年間の数字をお聞かせ願いたいと思っております。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。まず、不登校の推移でございますが、小学校は大体多い年で2人ないし3人ということで、ちょうど全国との比較ができるデータが、まだ26年度が全国との比較ということになるんですが、それまでの小学校の不登校の状況を見ておきますと、基本的には全国を下回る人数で推移しております。それから中学校ですが、ここ5～6年見てますと大体2桁、10人から12人。一番直近の平成26年度は12人ございました。この人数というのは、生徒の比率でやりますと全国は約2.76%に對しまして、佐川町は3.92%ということで約1ポイント高いということで、不登校が若干多いという状況でございます。

それでは、直近のデータということになるんですが、つい毎年各学期ごとに学校から不登校の状況を報告していただいております。中学校が一番課題があるわけなんです、中学校は現在、不登校、1学期でいきますと、いわゆる不登校の定義が年間30日ということになっておりますので、1学期だけ捉えますと、1学期の時点で10日以上休んでおる、そういった生徒ということになるんですが、中学校で約7名おるという報告を聞いております。

ここ数年2桁の数字であったということをお考えますと、若干は改善しておるんですが、やはり依然として不登校の数が多い、中学校において一番不登校が課題であるというふうにお考えしております。以上でございます。

#### 4番（森正彦君）

1校の数、大変多い。これも大きな課題なわけでございます、10人前後で推移しておると。多くの子供や親が苦悩されておるといふことだと思います。この不登校の問題につきましては、後でもうちょっと詳しくやらしていただきたいと思いますが、不登校、小学校は2人から3人ということですが、この小学校の段階で、やっぱり対応しておかなければならないというふうに言われてます。

小学校で基礎学力をつけておく必要があります。また学力以外の問題のある子供たちにはそれぞれのケアが必要となります。やはり、小学校の体制が整っていないとですね、中学校になって問題が出てくるということになるようでございます。

学校の先生については、教育専門家として質の格は大変重要なことでもあります。今後ですね、現場でですね、質の向上が実感できるよう、本当に努力を切にお願いしたいと思います。

次に、社会教育であります、社会教育について、先ほどあんまり報告もありませんでした。私の受け取り方では、余り変化がないように思いますが、どう取り組んでできましたでしょうか。

#### 教育長（川井正一君）

お答えいたします。社会教育ということで、佐川町ではそれぞれ、例えば文化関係ですと、佐川町文化推進協議会で活動していただいておりますし、スポーツ関係は佐川町体育会あるいはさくらスポーツクラブ、そういった団体を中心にしてさまざまな活動をしていただいております。

ただ、こういったそれぞれの団体の最近の傾向をみますと、やは

り参加者が減少傾向にある。あるいは高齢化であったり、固定化されておる。そういった課題もございます。こういった中で、私どもとして取り組んでまいったのは、そうした団体に対する人的、財政的支援、これに取り組んでまいりました。

また、社会教育の施設という面でいいますと、町立図書館、建てかえがさまざま議論されておるんですが、町立図書館につきましても、環境の改善ということで、今まで整備してなかったさまざまな書架類でありますとか、空調施設の整備、電算システムの導入、そういった面で図書館の環境改善には努めてまいりました。

またハード面でさらに言いますと、テニスコートの人工芝の張りかえも行ってまいりましたし、またナウマングラウンドの整備も行った。さらには、本年度、町民プールの天井落下対策でありますとか、空調施設の整備、そういったものにも取り組むようにしております。

またソフト面では、堀見町長が御就任されて以来、高知大学出前公開講座を実施し、多くの町民の方にさまざまな学習機会の提供がなされたと。さらにはそういった名教館を活用して、町民の方が自主的に講座を行います自主講座の実施、そういった面で取り組みを進めてまいりました。以上でございます。

#### 4 番（森正彦君）

社会教育あるいは社会体育でですね、これもちまたのいろいろ取材の中で得たことなんですが、余り新しいことに手をつけたとは思えないと。時代は変化しているのに、という声があります。施設整備なんかに関しましては、確かにナウマングラウンドの整備ができて、外へボールが飛ばなくなったということで、少年サッカーがよく利用しておるわけですが、ほかのことについては古くなったから修理したという部分もあるのではないかと思います。

それとソフト面ではですね、既存の団体に依存しているだけではないかというふうに思われております。もっとやっぱりソフト面についても、こういうふうにしてその時代の変化についていって、社会体育なんかでも、健康維持活動についても、あるいは豊かに過ごす、余暇を豊かに過ごす活動、そういったものにも積極的に取り組むべきではないかと、そういったことが余り見えないのでですね、ちまたでそういう声が聞こえてくると思います。

ある人がこぼしていました。社会教育で佐川はこんなことをやっ

ているというまとまった資料もない。あるいは今までやってきたことを今までどおりやっているという感じがすると。そういう声が聞こえてきます。私の周りの人たちの評価は、高くないというのが現状だと思います。今後の奮起を、私、期待したいと思います。

次に給食センターの改善に伴う学校給食の一時休止に伴う対応ですが、このことにどのように対処されたかお伺いします。

教育長（川井正一君）

学校給食の前に、1つ、先ほどの社会教育の部分で。平成23年度に佐川町の教育振興基本計画を、私来てから策定しました。そのときに、学校教育の課題が大きかったということもありまして、中身的には学校教育のものしか、よう書き込んでございませんでした。現在、次期教育振興基本計画を策定するため、検討委員会を立ち上げまして、委員の皆様にも今後御検討願うようになっております。その中で、社会教育についても、今回はこの教育振興基本計画の位置づけをしっかりとしまして、さまざまな御指摘もございまして、しっかりとした取り組みができる、そういった方向性をしっかりと振興基本計画の中に位置づけをしたいと考えております。

それから次に、給食の停止ということでございます。給食センターが、今増改築工事をしておる関係上、9月1日から10月20日までの間、給食の提供を休止してございまして、この間弁当持参での対応を各御家庭にお願いしてございまして、これへの対応につきましては、まず、各学校では毎朝学級担任が弁当持参の有無を確認し、弁当を持って来ていない児童・生徒がいる場合には、直ちに各家庭に連絡し、家庭で弁当が準備できない、そういった申し出があった場合には、教職員が代金立替で弁当を準備すると。基本的にはそういう体制を整えてございまして、それで、これは夏休み中に、小中7校の各学校を回りまして、基本的にこういう体制でいきたいと思います。各校共通した対応方針を定めております。

その中で、ちょうど前週、金曜日、ほぼ1週間済んだわけですが、弁当持参の状況を確認しますと、まず、朝、弁当を持って来てない子供が何人かいた学校はございまして、その際、各学校から御家庭に連絡し、その後弁当が学校へ届けられたという状況がございまして、現在のところ、各学校で弁当を準備したという事態までには至っておりません。これが現状でございまして。

4番（森正彦君）

先ほど、教育振興基本計画ということがありました。このことについても若干意見がありますけれども。まず給食のほうを先いきます。

給食について、本当に、子を持つ親は大変でございます。給食センターのありがたさがよくわかるわけでございます。そこで私はですね、今回この一時休止がですね、食育のチャンスだと思います。例えばですね、家庭科の時間で地元の食材を使ってのお弁当づくりをするとか、自分でつくる、あるいは親子でつくるお弁当の日を構えるとか、例えば中学校ではですね、毎日自分でつくってきた子供については頑張り賞をあげるとか、給食がないことですね、わかったことの話し合いをして食の大切さを学習してみるとか、これは今言ったのは私のアイデアなんですけれども、教育委員会の皆さんなら本気で考えれば、もっといいアイデアがきっと出ると思います。

また、その子供のお弁当を見ることで、その子の家庭環境を知ることができるのではないかとと思います。そのほかにも、時代の変化や食生活の変化、食育への取り組み課題など、そんなことを協議したんでしょうかというふうにも思います。

尾川のPTAは話し合いをして、弁当を準備できてない人には、というか希望者にはキッチンやまぼうしとはちきんの業者の弁当を、地域の人が週2回に限って配達すると、こういったこともやっておるようでございます。

学校が困れば、子供、親が困ればPTAや地域が動く。教育長の方針の中にも地域との連携がありました。こういういい事例を参考にですね、あなたの学校でもいかがですかという声かけをやってみてもよかったですんじゃないかなと。

ここで質問なわけですけれども、弁当持参となることで、食育への取り組みや課題などのことを教育委員会で協議したかどうか、またその食育について学校へ働きかけをしたのかどうか、お伺いします。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。この弁当持参という事態になったことを踏まえて食育への取り組みについて、教育委員会で具体的に、これを機にこんなことをやったらどうかという検討はしておりません。ただ、この期間、何とか子供たちに弁当をしっかりと食べていただく、そういった体制を学校全体で確保する必要があると、そういった方面の

取り組みを重視しております。

その中で、給食センターの栄養士のほうから各御家庭に、弁当をつくる際にこういった点に気をつけてくださいといった文書は回らせていただきました。確かに、これを機に食育というものを改めて御家庭で考えていただくという非常にええ機会ではあると思います。

また先ほど、尾川の取り組みの話がございましたが、これは各校でそういった検討もしていただきました。その中で、やはり学校が弁当を構えるということについては、なかなか衛生面等々問題がありますので、それはちょっとできないと。そういった中で、そしたらPTAが主体的になってやりましょうという話が出てきたのが尾川の結果だと聞いております。

そういったことを含めて、地域の皆さんには今後ともさまざまな面でお世話になっておりますので、そういった面を引き続き取り組んでいただける、そういった学校支援地域本部事業なんかを活用して、さらに地域とともに学校があるということを再認識する意味でも、今後こういった取り組みは、ほかの学校にも紹介は当然したんですが、広がりはありませんでした。これが現状でございます。

#### 4 番（森正彦君）

斗賀野でも地域学校支援本部がありまして、校長先生に、どうしても困ったら動きますよっていうことを言いました。そうしたら、校長先生「まことその手があるね」と言いましたので、「え、教育委員会からは言っていないのかな」というふうに私は受け取っております。

それはそれで置いちゃいて、教育長は食育を推進すると。しっかり進めていくということは今橋議員の食育の質問でもお答えしておるわけですが、ですから今回は、食育を推進するチャンスやった、ではないかと私は思うわけでございます。

香川県の綾川町の滝の宮小学校、ここの竹下和男元校長がですね、子供がつくる弁当の日を始めて、大きな成果を上げ全国に広がっていることは御存じだと思います。子供が年に数回、自分でお弁当をつくって学校に持って来るといいます。子供が自分で食べる弁当の献立づくり、買い出し、調理、弁当箱詰め、そして調理した後の片付けの全てを1人で行うという食育の取り組みです。

このことで、一人前になりたいという子供本来の生きる力を育て

ようというものでございます。私も、ええーそれは無理じゃないろうかと思いましたが、ところが、思いのほかか思いどおりか、子供も喜んでうまく運んだようでございます。

この竹下先生には、できる、を伸ばす弁当の日という著書があります。時間の関係で詳しくは言えませんが、子供も大人もですね、給食の向こう、あるいは弁当の向こうにある大事なものが見えてくる、そういう内容であるわけです。これも詳しく言ったら時間がありませんので詳しく言いませんが、本当に、給食の向こう側にあるものを、つくりゆう人のこと、地産地消のこと、命のこと、たくさんあるわけでございます。

このことを食育のチャンスとして捉え、積極的に取り組むことも必要ではなかったかと思えます。まだまだ時間はありますので、いろいろな取り組みが、食育にこのチャンスを生かす取り組みができると思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。確かに弁当持参の日を定めて取り組んでおる、そういったところが全国的に広がってるというのは承知しております。今回の件につきましては、先ほども申し上げましたように、これを食育推進の機会という、捉える思いが私どもにはございませんでした。何とか、この約一月半近いものを、子供たちに昼食の確保ができる、それをメインに考えておりました。ということでございましたので、今後これからあと一月ぐらいまだ弁当の期間が続くわけでございますが、一体どういったことができるのか、また校長会なんかで話はさしていただきたいと思えます。以上です。

4番（森正彦君）

一つはですね、子供と先生とが、やっぱり給食がなかったことでどうだったか、あるいはお母さんらの苦勞、そんなことらをやっぱり話す機会ていうのを1回持つのも1つの手ではないかと思えます。

私の身近に、妻が出て行って子供3人残されて、その後父親が亡くなって、それを爺、婆がその子たちを育てておるわけですが、その死んだ父の弟の奥さんが、まだ今共稼ぎで妊娠もしておるわけですが、すけれども「お母さん、私がつくりましようか」って、大変忙しいのに言ったということも聞いております。

また、ある5年生は「お母さん、僕が卵焼きつくっちゃおう」と

言うてつくった事例もあります。そうやって家族が助け合いながら奮闘しておると。また、今、マルナカへ行ったら、冷凍食品の弁当用の食品が底をついておるようでございます。冷凍食品のよしあしはいろいろあるかと思えますけれども、でもその涙ぐましい努力を皆さんしておられます。

そういうことを、やっぱり子供たちも多分見ておると思いますので、ぜひとも何らかの動きをしていただきたいと思います。

いろいろ厳しいことを言いましたが、先ほどの教育振興基本計画、5年が終わって次の5年、やっぱり私が見てみるとですね、十分な検証、振り返り検証ができてない、あるいはそのことが浸透してないように見受けられます。ことし、今回、コンサルに頼んで見直しをするということですが、やはりその計画は、きちんと検証して進捗管理をして、そしてみんなのものにしていく必要があると思えますので、その点をちょっとお伺いします。

教育長（川井正一君）

教育振興基本計画につきましては、8月末に第1回目の検討委員会を開催しまして、次の2回目の会を10月にはやる予定にしております。その2回目の会の資料として、現在の教育振興基本計画で取り組んできたこと、先ほどお話がございましたが、検証という意味で、どういったことに取り組み、どういった点が足らなかったのか、そういった資料をその会へ提出することとしております。そういったことを通じて、次の計画に十分反映させていきたいというふうに考えております。以上でございます。

4番（森正彦君）

どうぞよろしくをお願いします。

次の不登校について、お伺いします。先ほど数字をお伺いしました。全国では2.67%、佐川町は3.91%ということですが、ちょっと数字が違ってくるけれども、とにかく、平成26年度の不登校の生徒は千人当たり高知県は15.5人で、全国のワーストワン。全国は12.1ポイントでございます。そのときに、佐川町の佐川中学校の不登校が12名。これが300人だったとすると、千人当たりは36になるがやないですかね。そういう計算になると思えます。ですから断トツに多いということになるわけでございます。現在も7人ぐらいいるということでございます。

そういった、非常に多い、その原因と対策、どうされたか、され

ているのか、お伺いしたいと思います。

教育長（川井正一君）

今お話しのありました、例えば不登校の出現率ですが、千人当たり  
に直すと、県が大体 17 名ぐらいというお話でしたですかね。

私どもがつかんでおるデータは、出現率でつかんでおるんですが、  
例えば、先ほど申しました高知県の出現率 3.45%、それから国の  
2.76%に対して佐川町は 3.92%、これが平成 26 年度の出現率とい  
うものでございます。それで、この国と県のデータは、国公立と私  
立学校も含まれております。

なお、県の公立中学校だけにこの出現率を置きかえてみますと、  
3.85%ということになりまして、佐川町が 3.92%ですので、そんな  
に驚くほど大きな数ではないというふうに思っております。

例えば、中学校の、先ほど 30 にもなるというようなおっしゃり方  
をされましたが、少しそこら辺の捉え方が違ってんじゃないかと  
思います。それはそれとして、不登校が現実にはおりますので、  
それに対する取り組みとしましては、まずは予防的視点、これが大  
事でございますので、温かい学級づくりでございますとか、自分の  
将来の目標とか夢をしっかり持つ、そういった指導を各学校では基  
本的にやるということになろうかと思っておりますし、現実にやっ  
ております。

また、そういった中で、やはり不登校気味の子供さんもおります。  
年間 30 日を超えなくても年間何日か休む子供さんもおりますし、当  
然不登校の、年間 30 日を超える不登校の子供さんもおるんですが、  
そういった方には、やはり臨床心理士とかスクールカウンセラー、  
そういった専門家のアドバイスを活用して、その専門家の心理的側  
面からの見立てで、この子にはこういった指導をしたほうがいいで  
すよと。そういったものを受けて、今、各校では基本的に不登校対  
応の個別対応についてもやる、そういった取り組みを進めておりま  
す。以上でございます。

4 番（森正彦君）

数字についてはですね、分母と分子で確認をしてみたいところ  
はございますが、それが 36 であるか 20 になるか、もうそれは時間  
もないですので置いておいて、不登校が多いということは問題とし  
て捉えておられますので、真剣な対応が必要だということになるか  
と思います。不登校は本当に子供もつらい、親もつらいものだと思

います。

不登校の原因についてはですね、いじめを含む生徒との関係、教師との関係、学習への自信のなさ、学校の規則、家庭環境、発達障害など、複雑な原因の中で子供が傷つき、悩み、諦め、そして心を開けず学校に行きたくても行けない状態になるようです。複雑な原因が絡み合ったりしていますので、不登校になる原因はさまざまなようでございます。

そこで、一人一人に寄り添った対応が必要でありまして、学校だけでの対応には限界があると思います。そこで町では、教育集会所にスクールカウンセラーと臨時の学習指導員を置いて対処していることは私も承知しています。

集会所の職員にお話をお伺いしました。現場からは、このままではいけない。踏み込んだ対応ができていない。集会所の職員は午前中しか配置していない。それから学校は午後子供が行くと言っても、別の教室へ入れてくれない。その他多くのしてあげればいいことができていないと。多くの課題があるわけでございます。そして教育長は見に来てくれないと言っています。

これほど大きな課題なのにですね、教育長が見にも来ないと。聞きにくることもないと。これについてはですね、現状の把握と現場の意見を聞くことは、物事を進めて行く上で大変重要であることは、どこのリーダーでもよく言われています。現場のことに余り関心がないのではないかということの疑問が出てくるわけでございます。このことをここで問い詰めても仕方がないことでございます。

そこでですね、不登校の問題で、不登校が異常に多いことへの対応は、いの町が実施しているように教育研究所を設置してですね専門家の指導を仰ぎながら、教育委員会、学校、家庭が一体となって対処すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、教育研究所はですね、学力、体力、いじめ、教育におけるさまざまな問題の解決に向けての方策をこの研究に当たるところですのでですね、佐川町の教育振興には大変重要と考えます。設置の考えはどうなんでしょう。この不登校の多いことに関する改善にはですね、教育長には先頭に立って現場には足を運び全力で当たっていただきたいと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えします。まず、不登校の現場へ行ってないというお話でござ

ございますが、私平成 22 年に教育長に就任しておるんですが、その時点でもう既に、教育集会所で不登校対応の取り組みをやっておりました。私も何回か現場へ行ったことございます。ただ、つい直近で、ここずーっと行ってるか、毎年ずーっと行ってるか、と言われれば、それは行ってないんですが、必ずしも現場に行っていないということはないと思っております。

それから、その教育集会所の取り組みにつきましては、基本的にスクールソーシャルワーカーであります方には責任者として、その取り組みを支援含めてやっていただいておりますので、そういった方の御意見もお伺いして、不登校対策の最前線であります教育集会所の取り組みについては、今後考えていきたいと思っております。

それからまず、教育研究所のお話でございます。確かに、教育研究所は、不登校対策はもとより、知・徳・体全ての面において一定の分析のもと、対策を進めるということは重要ですので、教育研究所を設置して専門的スタッフを充実することは望ましいことであると考えております。

今後、県内、町村のそういった教育研究所の体制でありますとか、取り組み内容を調査、研究するとともに、現体制の中で、専門家を活用した取り組みはできますので、そういった方面での不登校対策の充実に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

#### 4 番（森正彦君）

この不登校に関しては、本当に大変です。先生のせいにするわけにもいきません。それから、教育委員会のせいということにも、するわけにもいきません。親のせいもあるかもしれませんが、それだけでは解決しません。やっぱり専門家を招いて専門家とともに、やっぱり学校、親、教育委員会、そういった人たちがチームを組んで、やっぱり子供が学校へ行けるようにしてあげなければならないのではないかというふうに思うわけでございます。

ここで町長にお伺いします。この不登校の問題を町長はどう捉え、どうすべきと考えているのでしょうか。また教育研究所の設置についての考えをお伺いします。

#### 町長（堀見和道君）

御質問いただきまして、ありがとうございます。森議員の文教の

まち佐川に対する思いが大変よく伝わってくる御質問、意見、たくさん聞かせていただきましてありがとうございました。

不登校の問題に関しましては、どのように捉えているかということですが、全員の子供が不登校にならずに学校に通うことができるような佐川町、町であればいいなあ、学校であればいいなあというふうに思っております。そのためには、学校現場だけでなく、教育委員会だけでもなく、地域全体で、みんなで、私も含めてこの問題に臨んでいかないといけないというふうに思っております。

局面局面において、できることがいろいろ違います。誰がかかわったほうがいいのかということも違ってきます。やみくもに、顔を出したからいいというわけではありません。その場その場、一人一人に対してどのような対応をしていけばいいかということ、柔軟に、多角的に考えることが大切だというふうに考えております。

教育研究所に関しましては、あったほうがいいたろうなというふうには思っております。今、私自身も教育研究所のあり方については個人的な課題として、今考えております。なかなか、軽々に結論が出せる問題ではありませんので、文教のまち佐川として、今後の教育のあり方をしっかり考えた上で、どのようにしていくかということは判断をしていきたいと考えております。以上です。

#### 4 番（森正彦君）

不登校をどう捉えるかという問題に関しましては、町長の言われるとおりで私も思います。また教育研究所、これについてはですね、県内でもいくつか設置しています。そういった事例を参考にしながら、さらにはどうして必要か、何をするかということも含めて、できるだけ早い時期に実現できるように希望します。

そういった中でですね、笑顔が輝く町佐川町、その中で、笑顔を輝かすことのできない子供らが数多くいる現状でございますので、その子らに笑顔が戻るような対策を切にお願いいたします。

次に、図書館の建設についてお伺いします。

27年12月定例会で、今後の新図書館の建設に向けてのスケジュールについて、28年度はどのように進めるかとの問いにですね、1年間かけて役場内で検討する年にするかと答えています。1年間かけて整備する方針という整備方針の検討はどこまで進んでいるのでしょうか。お伺いします。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。現在、今後の整備方針をどうするべきか検討しておる、その前段としまして、先進地の情報収集に努めております。

具体的に最近の情報収集で申しますと、お隣の日高村の新しい図書館が7月には開館しました。ですので、全教育委員と私ども事務局職員も含めてお伺いさせていただきまして、どのような施設面の特徴がある、あるいは施設管理運営方法、また新図書館建設に至るプロセス、そういったものなどの勉強をさせていただいております。また、職員による視察としまして、愛媛県の内子町立図書館の視察も、この8月末に行っております。

さらに、本年度、新図書館の建設着工を予定しております梶原町立図書館の情報収集なども行っております。現時点では、このような視察や情報収集を通じて、必要な資料の集積に努め、今後整備方針や本町の図書館整備のあり方を検討する際に活用していきたいと考えております。以上でございます。

#### 4 番（森正彦君）

資料を取り寄せたり、優良事例の調査ということでございますが、このことはですね、図書館長にも指示を出しているのでしょうか。そのあたりをお伺いします。また、先だってですね、図書館運営協議会を開いておるようですが、そのときには、そういった資料を、こういった検討をしておる、あるいはこういった資料を集めておるといふのをお出ししたのでしょうか。

#### 教育長（川井正一君）

お答えいたします。図書館運営協議会の会は1回目を開催させていただきましたが、その際には、現在の図書館の運営状況等々について皆様に御説明し、御意見をいただくということがメインでございまして、現在私どもがこういった取り組みをしていることについての報告は基本的になかったというに思っております。

今後また、図書館運営協議会の会も開かれますので、そういった機会には、こういった私どもが収集した内容等についても御報告はさせていただきますと思っております。また、図書館長からは、こういった、いわゆる、昨年、図書館の整備の方針が出ました。それを受けて、こういったことを検討していくのかという相談は受けておりますし、今現在、こういった方向で考えていきますという話はさせていただきます。以上でございます。

#### 4 番（森正彦君）

図書館長にはですね、やっぱり新しく図書館を整備するのだと。あなたはもうそのプロだから十分勉強しなさいと。それから資料も取り寄せなさいと。そして私に報告しなさいと。そういった指示を与えるべきではないかと思います。与えなくてもやるのが当然かもしれませんが、お金も要りますし、例えば書籍なんかの取り寄せ、今やったらいろんな全国の優良事例の書籍もありますので、そういったものも取り寄せてですね、いいのはみんなに知らせていく、そういった姿勢も必要だと思います。

私ちょっと、聞くところによるとですね、佐川町の図書館運営協議会は、年1回しか予算化してなかったと。だから1回しかやりませんよというようなことで、何か、ちょっと不満がかなり出たようでございます。それからその新しい図書館のことは、教育委員会が決めることなので、図書館運営協議会は関係ないというふうな受け取り方をしておる方もおいでますが、そのあたりはどういうことだったのでしょうか。

#### 教育長（川井正一君）

お答えいたします。予算上、図書館運営協議会の会を開催するに回数が年間1回であったというのは、それ事実でございます。ただ、その会のときに、委員の皆さんから1回では少ないという御指摘をいただいておりますので、私どもはもっと回数を増やしていくということで、その場でお答えをさせていただいております。

それから、図書館長に指示をすべきというお話もございましたが、この4月から初めて直営に変わりました、まだ当初は図書館の運営に手いっぱいでございます。ですので、もう少し図書館の運営に慣れて、時間的、本人もそれから職員も含めて、そういったものができれば、図書館長にもそういった指示もしたいと思うんですが、私どもは基本的に社会教育係がございまして、社会教育係を通じて、さまざまな市町村教委と連絡が取れますので、そういった先進地でありますところの情報収集は努めたいと思いますし、また図書館づくりに関する書籍、これについては図書館長のほうに言いまして、図書の購入費がございまして、その中でしっかり、必要な書籍は買うように指示はしたいと思っております。以上でございます。

#### 4 番（森正彦君）

社会教育係を通じてということになりますとですね、その社会教

育係もこじゃんとその図書館のことを勉強してもらわないかなりますが、そんな二重にせんでも図書館長に十分勉強してもらったほうがいいんじゃないでしょうかね。

それと、その整備方針は図書館運営協議会は関係ないと、このことについてもお答え願いたいと思います。

教育長（川井正一君）

まず、整備は図書館運営協議会関係ない、そういう受け取り方をされたとすれば、私の説明の不足というか、足りない面があったと思います。私は、そういうつもりでその場でお答えしたことはないと思っております。図書館の整備は、図書館整備検討委員会で一定の方向性も示され、今後町立図書館の整備をどうするのか、私どもで考えていく必要がございますので、そういった中で、図書館運営協議会という組織もございますので、委員の皆さんの御意見もお伺いしながら、取り入れるべきものは取り入れて、その整備方針に反映させていただきたいと考えております。

それから二重になるという御指摘もございましたが、やはり組織として社会教育係が図書館を所管しております。やっぱり本局としてまず必要な取り組みできる部分はしっかりやっていく、これは必要なことだと思っております。図書館は図書館で当然、必要なこともやっていきますが、それが二重になるということではないと思っております。それがお互いしっかりとした情報収集に基づいて必要な資料収集するというのは、教育委員会全体としてやるべきことではないかと思っております。以上でございます。

町長（堀見和道君）

私から補足というか、答弁させていただきます。教育長からは館長には何も伝えてないというお話でしたが、私自身が余り出しゃばり過ぎてもいけないなあとは思ってますが、やはりこういう図書館がいいなあっていうのはあります。いろいろ勉強しました。教育委員会にも、この本を読んでもください、という話はしました。それ、森議員からも言われましたという本でありましたが、図書館長にも直接この本を読んでもくださいという話はして、ほかに、購入をして読みたい本があればそれは適宜購入をして読んでもくださいという話をしました。

そのときに、教育長、教育次長には私から、限定はできないけども、佐賀県の伊万里図書館が、伊万里図書館の作り方がすごくいいと。

今の佐川町のまちづくりサロンをつくってですね、みんなで協議をしながら、みんなの図書館をつくろうというこのつくり方は、この佐川町の総合計画のつくり方とすごく合ってるし、これから10年間かけてつくっていく佐川町のまちづくりにはすごくいいと思うので、伊万里図書館のことは研究しておいてください、と。館長にもそのことは私から伝えますと言って、私から図書館長には、伊万里図書館のことについてしっかり研究をなささいという話はしました。

ただ、伊万里図書館と同じようにやらなきゃいけないよということ言ってるわけじゃないと。自分たちでよく考えて、いろいろ勉強して佐川町に合った図書館はどういう図書館がいいのかを、しっかり考えてほしいということは伝えました。伝えてないということはありませんので、御理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

#### 4番（森正彦君）

伊万里図書館のことが出ました。町長の今のお答え、これから私が言おうか思いよったところでございますが。まさにですね、新しい図書館に関してはですね、町民が利用しやすいよい図書館をつくる。そして多くの人に利用してもらおう。そのことが大事だと思うわけでございます。そのためには、今町長が言われました町民とともに、みんなでつくるという過程が私は大事だと思っております。伊万里図書館もそうですし、長野県の小布施もそうです。それこそそのとおりやれ言うたち、なかなかようせんこともあると思います。それでもやっぱり総合計画のようにですね、みんなでつくり、みんなで発展させていく、そういう姿勢が必要だと思います。ぜひともそのようにやっていただきたいと思います。

先ほどの二重の話、私は二重でもちっとも構いません。それだけ図書館を勉強していただいて図書館を理解する人が増えれば、もうそれはまた非常にいいことだと思いますので、その社会教育の係の担当の方にもですね、十分勉強していただいて、ある意味自分の夢も描いていただいて、こんな図書館にしたらいいなということが話せられるまで、やっぱりレベルを上げていただきたいと思います。

この図書館についてはですね、佐川町にとってですね、大変重要で大きな事業です。教育長もこのことにかかわれるということは非常にいいチャンスだと、いい仕事のできるチャンスだと思いますのでですね、熱意を持って取り組んでいただきたいと。そして、任し

ておるからということではなしに、図書館へも足を運んでいただきたいと。

指定管理から直営になったと。その後、運営がどんなにいておるか。あるいはどんな展示がされておるか、どういう雰囲気になっておるか、そういったことも直に自分の目で見ていただいて、親しく話していただいて、現場の人たちにも教育長の夢も語っていただいでですね、希望を与えていただきたいと思えます。

この図書館の問題についてはですね、後で今橋議員も質問します。時間も大分少なくなってきましたので、最後の質問に移りたいと思えます。この質問は1問目からのまとめとしてお伺いします。

教育長、今までやってきたことを大変立派に述べられましたが、妙に現場と、何かこう乖離があります。結構その現場の人たちは、こう、そんなにきれいにうまくいっているような感じを受けておりません。そのあたりどうしてかなあということをおもうわけでございます。これをどうしてか、教育長に聞くわけにもいきませんのでですね、とにかく現場の思いと違うなということでございます。

今回、教育長は教育委員会教育長に再任されたわけでございます。この文教のまち佐川の教育振興、文教のまち佐川の教育がですね、3年後にはですね、今私が言いゆうようなことはもう言わせんぞと、そんなことは言わせないぞというようになるためのですね、今後の佐川町の教育振興に対する決意をお伺いしたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。その現場と乖離があるという御指摘がございました。私自身、学校、年度当初にみんなと話し合いもし、その後訪問もしていろんな話をしております。さらには、いろいろ困ったことがあったらいつでも相談してください、一緒に汗も流しますという話も校長先生方とは常にしております。その現場との乖離、これは本来あってはならないことでございますので、まず現場との乖離、そういったものがないように努めていきたい、ということをおもっております。

それで今後の抱負ということでございますが、私は、年度初め、いろんな校長を集めた会するとき、また校長会等々、いろんな話もさせていただく中で、私は次の3つの視点を大事にしたいということをおも、ここ数年ずっと話してきております。

1つが、子供の視点。これを大事にしたい。各学校でさまざまな取り組みをしておりますが、その取り組みの1つ1つが本当に子供の成長につながるのか、そういう視点で各学校の取り組み1つ1つをしっかりと見ていただきたい、ということを校長会等でも話をしてきました。

それから2つ目が、学校の視点。これを大事にしたいと思っております。先ほど言われた現場との乖離があるということはあってはならんことではありますが、私は、先ほども言いましたように、教育委員会の役割というのは学校の取り組みを支援する、それを私は役割と思っております。ですので、学校がこんなことをしたい、うちの学校の実態はこんなことだと、そしたらこんな事業をやってみたらどうですかと私のほうから提案して取り入れた事業もいくつかございます。そういった、ぜひ学校を、とにかく取り組みがスムーズに少しでも、1歩でも2歩でも前進する、そういった取り組みができるように、現場の視点、学校の視点、これを大事にしていきたいと思っております。

3点目は、町民の視点です。この町民というのは、基本的に私の町民という視点は一般常識という視点でございます。さまざまな取り組みをする中で、教育行政の常識、学校の常識、これが一般常識と乖離があっては、これは何をやっても信頼されませんので、その点は特に、学校現場の校長先生方にも、そういった一般常識、それをしっかりと念頭に置いて取り組んでいただきたいと。私自身も、そこら辺はしっかりと念頭に置いて取り組みをさせていただきます、と。

この3つの基本的視点を大事にしながら、今後も佐川町、文教のまち佐川町が1歩でも2歩でも前進するように取り組んでまいりたいと思っております。

具体的には、まずは、しっかりとした教育振興基本計画を策定し、それに基づく取り組み、さらには第5次佐川町総合計画で、教育分野、いろんな施策が掲げられております。そういった取り組みをしっかりとやっていく、そういったことに今後とも誠心誠意努力してまいりたいと考えております。以上でございます。

#### 4番（森正彦君）

堀見町長にお伺いします。今回の再任に対する思いをお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

#### 町長（堀見和道君）

お答えします。まずは、金曜日、教育長の任命につきまして、議員の皆様には御同意いただきましてありがとうございます。今回から、教育長の任命は町長が行うということになりました。教育長を受けていただいた以上は、しっかりと町行政、私と二人三脚でいきながら、文教のまち佐川の教育をしっかりと、教育長としてリードをしていただきたいというふうに思っています。

わずか3年ではありますが、一緒に仕事をしてきまして、やはり判断力のすばらしさ、あと、温厚でやっぱり真摯な仕事に対する取り組み、このことをずっと見てきまして、ああまた教育長をお願いをしたいな、というふうに思いました。先ほど、学校現場と乖離をしているのではないかという話がありましたが、もし乖離をしているということが現実であれば、もう一度各学校の校長先生にしっかりと私の口からも伝えたいというふうに思います。

少し出しゃばりかもしれませんが、年に2回の全体会議、校長先生が集まる会議、教頭先生なども集まる会議、私も参加をさせていただいています。できる限り教育現場に行き子供たちの様子を見たい、子供たちに対して直接話をさせていただきたいということで、現場にも足を運んでいます。教育集会所にも数回行ってあります。図書館にも当然、私も行ってあります。

余り行き過ぎるのはよくないかとも思いながら、やはり文教のまち佐川のことが大変気になりますので行ってありますが、現場から、教育委員会の方針、町が今打ち立ててる総合計画のその大きな方針から乖離をしているという話は、直接入ってきてません。ひょっとしたら、直接町長には言いづらいという現場の先生の考えもあるかもしれませんが、できるだけ胸襟を開いて、いろいろな人と話をするように心がけてますが、私は、乖離をしていることはほとんどないのではないかなというふうに思っています。もし乖離をしているとすれば、各学校の経営の責任は校長先生にあります。まずはその責任、自覚をしっかりと持ってもらった上で、佐川町の子どもたちを温かく育てていただきたい、見守っていただきたいという話をさせていただきたいなというふうに思っています。

教育長の任期は3年になりますが、私が任命した以上、しっかりと教育長に、私からの提案、提言もさせていただいて意見も言わせていただいて、一緒になってすばらしい文教のまちをつくっていきたいと思っています。必ずできるというふうに信じておりますの

で、ぜひ、森議員にも御支援、御協力いただきますようお願いを申し上げます。以上です。

4 番（森正彦君）

川井教育長にはですね、3つの視点を持って取り組むと大きな決意を示していただきました。町長も、二人三脚で真剣に佐川の文教のまちを、教育をつくり上げていくという決意も伺いました。

最後ですが、教育長に、あるいは町長にお伝えいたしたいと思います。3期目の就任が決定しました。そうして先ほどの決意を聞いた以上、私はですね、最大限の協力は惜しみません。言っていただければ、私も協力いたします。佐川町のため、子供のために、どうぞよろしくお願い申し上げまして、本日の、今回の私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、4番、森正彦君の一般質問を終わります。

ここで、15分休憩します。

休憩 午後2時40分

再開 午後2時55分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

12番、今橋寿子君の発言を許します。

12 番（今橋寿子君）

12番、今橋でございます。通告に基づきまして3点ほど質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

質問の前に所見を一言述べさせていただきます。毎日のように、日本列島はもとより世界的に、天災、人災のニュースが報道されています。私は、75年余りの人生をいただきまして平均寿命80年と言われていた中から、そろそろ終活の準備を心がけなければと、今生かされている使命を全うしたいと常々考えております。

その中で、この日々想定外と言われている天災、人災は、全てを生かしている宇宙、創造主と言われている天とか神という目には見えない主から人間一人一人への警告であると受けとめるようになりました。人間一人一人の命は、自分の意思で生まれたのでもなく、

死も自分で選べるものではありませんので、地球も含めて植物や動物の生命体、いわゆる森羅万象へのかかわり方だと深く考えています。人間の欲望や探究心には限界はありませんし、個々一人一人の価値観も今いる環境によって多様化されていますので、何が正しいか悪いかも、また時代によって常識も異なっています。

赤信号みんなで渡れば恐くないという川柳がありますが、数が多い少ないで正悪が決まるものでもありません。物事は1人で真剣に考えれば考えるほどストレスとなり精神的にも行き詰まりますので、対話と協調を心がけながら、自分ごととして、まじめに、おもしろく、佐川町の発展のため、また次の世代の子供たちのための心で通告をいたしましたので、3点ほど質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず1問目、第5次佐川町総合計画の1つである、佐川町はまるごと植物園に向かって、町行政とボランティア等の協力でいろんな形で目標に向かって進められています。私もこの事業は、佐川町民にとってもいろんな人材づくりとまちづくりに大きくかかわっていけるものとして確信を持って、できる限り参加させてもらっています。その関係で、この7月14日、稲垣典年先生の公益社団法人の園芸文化協会による園芸文化賞受賞祝賀会に参加させていただきました。

稲垣先生は、牧野富太郎博士の崇拝者であり、長年牧野植物園に勤務され退職後も嘱託として勤務されながら、75歳とはとても思えない情熱と若さで、今でも県内はもとより国外の里や野に出向かれています。その中でも佐川町とはいろんな形で長年かかわってくださっていますので、この祝賀会には佐川町から議長初め20名ほど参加させていただいておりました。

公益社団法人園芸文化協会とは、日本の国が戦禍まっただ中にあった昭和19年に誕生され、当時は、花は不要不急の作物として制限規則という政令によってぜいたく品とみなされ、家庭であっても花をつくることも楽しむことも禁じられていました。しかし、国民が花をめぐる心を持つことは、国が平和で豊かな国家へと導くと信じ、これからの時代は園芸文化のあることが必要となるという考えのもと協会を設立され、その創立70年その節目に稲垣先生が選ばれたことで県外からも数名の方がお祝いにいらっしやっていました。

稲垣先生は学識豊かな方であり、また庶民的なお人柄ですので多

くの人が集まっていらっしゃるのでしょう。その多くの人脈の中で、いつも稲垣先生とともに行動され、佐川町の牧野公園リニューアル事業にもかかわってくださった島根県の竹田さんが、そのセレモニーの中で、稲垣先生のフィールドワークとして新しい観光地づくり10年という演題で、牧野博士が残してくれたもの、1、地域の植物研究、2、植物誌の発刊、3、行動力、4、全国の植物の愛好家を会うごとに、ということで大きな人脈を残してくれております。

これから、広域連携による観光振興、将来行動として、龍馬の次は富太郎を合い言葉に、牧野富太郎先生が植物観察旅行で歩いた道の再現追体験、次に県内の牧野博士の最終地をつなぐ全国にある牧野ゆかりの地との連携を取り組むことと、今佐川町の取り組みのことなど、熱い思いを発表してくださいました。

こうしてみんなで作った第5次佐川町総合計画は、町外、県外、また昨年お迎えされたイギリス出身のポール・スミザーさん、また先日9月3日に自然と調和した暮らしという御講演をくださったベニシアさんも、またの来町を楽しみにしてくださることでした。

また先だって来町してくださった尾崎知事も青山文庫と一緒に牧野公園を散策くださって大変喜んでくださり、ボランティアの方々にも今後の期待を込めて激励をしてくださいました。このような佐川町の取り組みは、住民の皆さんにも理解され、今ではボランティアの参加も少しずつ増えています。

町としては、これからの10年に向けての目標に対して、具体策等改めてお伺いいたします。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

今橋議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず、第5次佐川町総合計画に記載されております町まるごと植物園につきましてはですね、第5次佐川町総合計画の策定におきまして、全17回のワークショップを通しまして生まれた住民発のアクション457個をもとにしまして、25の未来の姿を描いております。

25の未来それぞれ10年後にですね、町内で起きている出来事に加えまして、住民の方々がその実現に向けて取り組むことができるアクションを記載をさせていただいております。その1つとしまして「いつでも、どこでも、佐川の町はまるごと植物園」があります。その内容につきましては、牧野富太郎博士の生誕地としまして、佐川町内で、町内外の人に植物を身近に感じてもらいながら、植物を

通じて佐川町や牧野公園を知り好きになってもらうという、植物の町としてまちづくりを進めようとする取り組みであります。

その取り組みの中心的なものとしまして、現在進めておりますのが牧野公園の再生事業となります。この取り組みにつきましても、今橋議員の質問の中にもありましたが、御参加をしていただいておりますのでよく御存じだとは思いますが、平成 26 年度より 10 年間の牧野公園の再生整備を、地域の人々とともに楽しみながら実現をしているところでございます。

そして今後の取り組み、牧野公園の今後の取り組みにつきましても、現在、先ほど質問にもありましたが、多くのボランティアの皆さんに参加をいただきながら、博士ゆかりの植物などをみずからが育て、植栽などのお世話をいただいております。植栽をしました植物は、今現在、約 200 種以上になりました。桜の時期以外でも草花を楽しめる公園に変わってきています。また公園内の道路の整備や雑木等の伐採も進めておりまして、公園自体の利便性や景観の向上にも取り組んでいるところでございます。

今後の取り組みとしましては、まず、育てるに加えまして見せることも意識した事業を展開していきたいと考えております。現在、最多で 30 名のボランティアの方々に参加をしていただいておりますが、新たな参加のきっかけにつきましても、参加者同士のつながりによるもの以外にですね、植栽会や観察会などを通して牧野公園を訪れたことをきっかけに、多くの方々に実際によくなった公園を見ていただくことは、現在の参加者の方々にも励みになり、新たな参加者の獲得にもつながっていくと考えております。

見せることを意識した事業の展開につきましても、観察会など従来のイベントに加えまして、今後、ネームプレートや案内板の効果的な設置、またガイドブック作成などによる初めての方でも楽しめる仕掛けづくりや、また子供向けや高齢者向けなどターゲットを絞った体験事業とかガイド事業など、公園自体の利便性、娯楽性を高めるものが有効であると考えております。

またあわせて、情報の発信の強化を図るために、現在、フェイスブック等で発信をしております見頃の植物の情報につきましても、より広くそしてより多くの人に見ていただけるようなフェイスブックの工夫を充実させていきたいと考えております。

次にですね、また、まるごと植物園についての取り組みになるん

ですが、これ、こちらにつきましては町のあらゆるところ、例えば  
ですね、知る人ぞ知る山の中の群生地だけではなくてですね、公共  
の施設や公園の緑地、地域の中の道沿いとか、商店街の店先とか、  
道路に面した一般の家庭の庭など、あらゆるところで牧野博士の伊  
吹を感じられる町を目指しております。牧野公園の再生事業とあわ  
せまして、町内の各地で取り組みを展開する必要があります。

そのために、どんな植物がどんなところに自生して、あるいは植栽  
されているかの把握から始まりまして、見せられるものと、また、  
そっと大事にしておくもののさび分けをしながら、少しずつ地域全  
体で取り組み、まるごと植物園化を目指していく予定となっております。

#### 12 番（今橋寿子君）

今、課長が進捗状況を丁寧に説明していただきましたが、私も一  
応かかわっておりますので、全てとはわかりませんが、一部始終の  
進化の状態は、かいま見らせていただいております。まず、今まで  
は、皆さんの力で育てる環境にしておりましたが、今これからは見  
せる環境づくりをしていくということは、まず、駐車場とかいろん  
なものも含めて、その見せる立場にいらっしゃるくろがね会とか、  
それからボランティアの方々はもちろんですが、観光協会、そしてそう  
いう方たちの連携も必要ではないか、また教育委員会もかかわって  
いく必要もあると思いますが、そういう意味で、そういう連携等は  
とれていきますでしょうか。

#### チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。今橋議員のおっしゃるとおり他の  
事業とか他の団体、関連部署との連携につきましては重要と考えて  
おります。その中でも、先ほど今橋議員もおっしゃられましたが、  
くろがねの会などのガイドの方々との連携、観光との連携ですね、  
それが大変重要だと考えております。

牧野公園はですね、上町地区にあり、上町の散策とあわせて牧野  
公園の散策をしたり、おもてなしの雰囲気づくりとして各地で牧野  
公園ゆかりの植物が見られることは大変有効でありますし、植物を  
使った商品づくりとか、メニューの開発も考えられます。

また来年3月から予定されております、志国高知 幕末維新博に  
おきましては、地域会場となっております青山文庫を初めとする施  
設で、本物を見せるということをテーマにしておりますので、本物

の植物を季節ごとに見られる施設として牧野公園を位置づけていきたいとも考えております。

そのほか、健康づくりとの連携につきましても、ウォーキング事業におきまして、コースづくりの際に花や植物に着眼することで、ウォーキングする人々の楽しみと花の見守りを兼ねた取り組みもできるのではないかと考えております。

そして私の課が担当してます集落活動センターとの連携につきましても、地域の人が集まる集落活動センターの事業の1つとしまして、地域らしい植物、各地区にいろいろな植物が群生しておると思うんですが、地域らしい植物をですね、地域の人で育てて植栽する活動は、地区外の人誘客や地域内の施設に対する愛着も増加させる取り組みになっていると考えておりますので、今後とも連携を密にして取り組んでいきたいと考えております。

#### 12 番（今橋寿子君）

この事業は、チーム佐川推進課が主に担当していらっしゃると思いますが、今言ったように、この時代の変革期に集落センター等、業務も大変やと思いますけれど、今の御答弁の中ではやはり集落センターも連携とっていくということをお聞きいたしまして、また、さすがチーム佐川の頭脳の結集だと、改めて思いますので、また御多忙のときとは思いますが、今、佐川町がそうした取り組みの中から急成長しているところが今大変ではあるけれど、いいチャンスだと思いますので、ぜひ皆さんと一緒に連携をとっていただけるように、そのリーダーシップをとっていただきたいと思っております。

それで、先だって9月3日に町長の行政報告にもありましたけれど、ポール・スミザーさんの御講演もすばらしかったのですが、そのときの集計とか、そのアンケート調査もあったと思いますが、少しその中で、なかなか集約してるものがありましたら、お答えいただけますでしょうか。

#### チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。先日9月の3日にベニシアさんの講演で約400名の方々に御参加をいただきまして、講演に参加しお話を聞いていただいております。その来ていただいた方全員にですね、アンケートをお願いをしました。その中で約200名、半分の方がですね、回答をいただいております。

現在ですね、その回答を、主催者のメンバーの方々によってです

ね、集計、分析をしていると聞いております。私もその1つ1つのその内容につきましては、回答の内容につきましては、今のところ把握をしておりませんが、集計とか分析ができましたら、またお知らせできるのではないかと考えております。

12 番（今橋寿子君）

集計がまだできてないようですので、またそのことは後日お伺いいたしますが、その御講演の中へ町長みずからも御夫妻でいらっしやりましたので、町長自身の受け止め方をまたここで一言お願いできませんでしょうか。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。ベニシアさんの講演会をどのように受けとめたかということによろしいですか。

大変ありがたいお話を聞かせていただいたというふうに思っております。私自身、住まいも決まってからですね、今、野菜を育てています。植物を育ててますが、庭木の剪定等も含めて植物とふれあう時間が長くなったなあと思っておりますが、堆肥の話ですとかですね、いろいろためになるお話がありました。やはりこう自然と一体になって、先ほど今橋議員からも宇宙の話もありましたけども、やはり生かされてるっていうことに感謝をして、やっぱり自然と植物と一体となった暮らしが、ずごくすてきなんだろうなあということイメージさせていただきました。

ときどきNHKの番組も拝見をさせていただいてましたが、生の声を聞かせていただいて、大変ありがたかったなあというふうに思っています。それが率直な感想であります。以上です。

12 番（今橋寿子君）

私も、全体の御意見は聞けませんけれど、一緒の仲間たちの気持ちとか、いろんな声を聞かせていただける中に、やはり、今の時代にこそ、こういう取り組みが大事だということを仲間とも一緒に共有している状態です。それで、今、佐川町が、佐川町まるごと植物園というスローガンのもとに、皆さんが心寄せていることを、また進化していきたいと思いますが、できるだけ、担当の職員もずごくすばらしい手腕と行動力で頑張ってくださいますので、担当職員だけじゃなくて、幹部の方々も、それぞれ直接かかわっていない管理職の皆さん方も、またそれぞれかかわっていく立場で視点が違うと思いますので、また牧野公園へ精いっぱい行かれて、ぜひまたそれ

それぞれのお気持ちで育てていきたいと思っておりますので、幹部の皆さんもぜひ、お弁当を持ってでも牧野公園へ参加できるように行ってみてください。それは要望としてお願いしておきます。

次に、教育長にお伺いいたしますが、今の社会、経済優先による競争社会の弊害として、学校の教育の現場でも弱者に対しても、いじめ等の現象がいろんな形で見受けられるのではないかと思います。その根本的な原因は、それぞれ置かれた環境によって現象化されたと考えますが、私は、今の時代は誰が加害者で誰が被害者になるか、表面的な行動だけではつかめないのではないかと思います。

私は、子供はそれぞれの個性があり、それぞれの可能性のある天才だと思っています。その中で、大人たちは大人の価値観を子供たちに強制されているのではないかと考えます。その中で、子供たちは感性豊かですので、大人の心を感じ取り、大人に調子を合わせながら、本当の自分を出し切れてないのではないかと考えています。

そこで、私は今こそ牧野博士の生涯の検証をすることが大切ではないかと考えています。牧野博士は3歳のときに父を亡くし、5歳で母を亡くし、子供にとっては一番大切なものをなくされた。そのときの心のすき間を生家の裏山の金峰神社に行かれ、目には見えないけれど何かを感じ、ものを言わない草木と遊び、その中でもものを言わない草木から自然の営みを五感で感じ取って、自分の生きる喜びを、みずからが向学心も芽生えて目的を持って名教館等で学ばれたのでしょうか。

私は、今こそ子供たちに知識や学術的な学びをする前に、人としての器づくりをする必要があると考えていますので、野外等、現場教育や社会教育にもっと力を入れていくべきで、自然界の営みの中から生きる知恵を育ててほしいと考えています。

しかし、今の先生方自身も競争社会の学識社会に育ったので、学識に優れていても心にゆとりのない方が多いように見受けられます。佐川町に勤務されても、佐川町のゆかりのある植物の名前を知らない方がいらっしゃるのではないのでしょうか。図鑑で調べることが大切ですが、やはり植物を観察いたしますと、より一層心に残ります。

こうしたことを踏まえた上で、牧野公園に足を運んでいただくた

めに、まず校長会や打ち合わせ会等、教育委員会と牧野公園の座敷棟でされてみてはどうでしょうか。きっと四季折々の個性豊かな花々を見ることができると思いますが、いかがでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。まず、佐川町で勤めておる教職員に、しっかり牧野先生のことを知っていただく、これ非常に大事なことでございます。ことしから夏休みに、ことし佐川町へ転任でかわって来られた教職員研修をやっております。それは地域を知っていただくという研修でございまして、上町地区それから青山文庫等々、佐川町の現在取り組みが進んでおります上町地区を中心に、あそこに佐川の偉人の関係の資料がたくさんございますので、本年度かわって来た教職員の方に勉強していただくということをやりました。

それから先ほど、座敷棟で会をやったらどうかというお話もございました。校長会というのを毎月やっておるんですが、夏休みとかそういった時期は、教育委員会のあります文化センターでやっておるんですが、去年あたりから、できるだけそれぞれの学校現場をいろんな教職員の方にも見ていただくことも大事じゃないかと、ほかの学校で校長会をやってはどうかというようなことで、持ち回りで、例えば、今回は校長会を尾川でやりますとか、斗賀野でやりますとか、佐川でやる、黒岩でやるとか、そういったことで校長先生方に普段なかなか子供たち見る機会がないので、そういった校長会のとときに、校長会が終わった後、それぞれの学校の様子を見ていただく、そういったことも昨年あたりから取り入れております。

その1つとして、今御提案もございましたので、また牧野先生の関係で牧野公園の見れる、ああいったところではどうか、また校長会で話はさせていただきたいと思っております。

それとあと、今現在佐川町では特にふるさと教育に力を入れておりますので、子供たちも当然牧野公園、そういった現場を見るように、今後各学校の取り組み、自然体験も含めて地域のことをしっかり知るといふこと大事でございまして、そういった視点は大事にしていきたいと考えております。以上でございます。

12番（今橋寿子君）

前向きな御答弁をいただいたように思いますが、教育委員会等もちょっと、学校だけで、校長会とかそういうんじゃない教育委員会もそちらでやるというふうな考え方も1つと思っておりますので、また考

えていただければいいと思いますので、よろしく申し上げます。

次に、図書館運営についてお伺いいたします。

図書館運営については、森議員が3月議会で多岐にわたって質問をされていまして、教育委員会としましてもしっかりと何かと検討されていると思われまます。また、きょうこの本議会でも森議員が質問をされましたので、重複することもあると思いますので私からは簡潔に質問させていただきます。

まず、平成18年から指定管理制度を導入してNPO元気村に指定管理をお願いいたしました。図書館としては建築された施設ではないので、何かと不合理な中、管理者の企業努力と心からの接客対応で来館者も増加され、平成19年度には、読書のまちづくり事業が高く評価され、県教委から文部科学省に推薦され、平成20年春、文部科学大臣賞を受けられました。文教のまちに1つの功績を残していただいております。10年間指定管理を受けてくださった元気村の皆さんに、本当に御苦労様でした。

私は子供のころから読書に余り関心がなかったもので、今でも文章を読むことも書くことも苦手で何かと不自由をしていますので次の世代に読書による人づくりの環境をつくってあげたいと考えています。

文教のまちと言われるゆえんは、古くから川田文庫や名教館等で子供のころから学ばれる感性豊かな環境ができていたからこそ、多くの偉人が輩出されたのだと思っていますので、文教のまちとしてふさわしい図書館を目指すには、元気村が管理運営を培ってきた企業努力のノウハウを生かし、進化させていただけるものと期待いたしておりますが、その経営方針をお聞かせください。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。元気村さんに長らく指定管理をやっていただきまして、その間図書館の利用者数も増えてきております。そしてその理由としてやはり、いろんな細かい利用者の要望に答えてきた。そういったことの積み重ねで図書館の利用者も増えてきたのではないかと考えております。

この4月から、現在私ども直営になっております。現在の人員体制は、正職員の館長1名と臨時職員であります司書と事務職員合計3名体制でやっております。現在のところ、開館当初は慣れない業務でございましたが、元気村の皆さんの御支援もいただきながら、

何とかやってこれたというのが現状でございます、月々利用者数の実績報告等もいただいておりますが、それを見ますと、ほぼ前年並みの利用者実績であると。直営になって利用者がとたんに減ったとか、そういうことはなくて、何とか今までやっていただいた元気村さんのその取り組みを引き継いできてるんじゃないかと思っております。

今後につきましても、元気村さんが来館者の希望に極め細かく対応されてきたことを踏まえまして、図書館サービスの向上、これを第一に考えて取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

12 番（今橋寿子君）

町直営になるということは、やはり予算面におきましてもちよっとNPOに管理委託した以上の予算も要すると思いますが、そこを補うていくためには、いろんな、NPOさんが頑張ってくださったもろもろの目に見えるもの見えないものに対してのノウハウで、今教育長が言われましたそのノウハウで特に元気村さんがやってきたことの業績の中で、特につないでいかなければならないというのを具体的に感じていらっしゃるがありましたら、お答えください。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。いわゆる通常の図書館の貸し出し業務以外に、さまざまな取り組みをされておりました。例えば、読み聞かせで各学校へ回るとか、あるいはいろんな催し物を、図書館はなかなかスペースがございませんので、例えば佐川文庫庫舎を活用してやるとか、さまざまな、元気村さんが図書というものをキーワードにして取り組んでこられました。

そういったことに対して、今の図書館の職員は基本的になかなかそういった読み聞かせでありますとかそういったことができる職員ではございません。やはり管理がメインになりますので、そういった面につきましても引き続き元気村の皆さんと図書館が連携して、今までやってきた取り組みが後退しないように今後とも対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

12 番（今橋寿子君）

私は、図書そのものに余り子供のころから関心がなかったので、先だって申しましたように、もう文章力も書く力もない自分でございますが、やはり今この年になって本当に必要だということを身に

しみて感じておりますので、図書館へは時々、皆さんの動きに対して来館させていただいております。

そのときにはもう皆さんが輪ゴム1つに対しても大事にすること、それから接客に対しては本当に隅から隅まで来てくださった人の気持ちも大切ですが、やはり今教育長が言われたように、やはり待つだけのものではなく自分たちが出向いて、学校とかいろんなところで、老人会とか、そしてデイサービスのところとか、いろんな部署へ読み聞かせなどをされて、やっぱりその目には見えないけれど、やっぱりボランティア意識というか、そういうものを根っこでいろんな努力をされて、それから図書の必要性、子供に図書がどれだけ大切かというのは、やはり今情報社会ですから、いろんなものが見えてはきますけれど、やはり自分がその図書から学ぶことと、その人から直に聞かしていただける、そういう地道な地道な努力をした結果が、今になっておると思っていますので、やはり行政としてはなかなか手の届かないところを、やはりやってきてくださったから今があると思っておりますので、ぜひまたその今まで築いて培ってくださった、礎になってくださった元気村の皆さんの図書に対するその精神をしっかりと受けとめて、これからの町直営の図書館として立派に建築させていただきたいと思っております。

それでそのためには、やはりかかわってきた人の気持ちを大事にするためには、やはりこれからソフト面で情報交換をお互いにしていかなければならないと思っておりますが、その時間帯も当然必要です。文教のまちとしての10年計画の中にも、総合計画の中にも取り組まれていますでしょうが、やはりそのハード面も大事ですが、ソフト面がしっかりしておる中でハードをつくっていかねばならないと思っておりますので、できるだけそういう機会を多くつくっていただいでやるべきだとは思いますが、それに関してはどのように思われていますでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。ソフト面ということで、元気村さんがやられてた当時から、元気村さん自身が、例えば読み聞かせに行くということだけじゃなくて、佐川読みっこ応援団の皆さん含めた、そういった横のつながりの中で、いろんな行事をやっていただいております。

今後ともやはりそういった佐川で現在ございます図書のボラン

ティアのメンバーの方々と図書館が十分連携して、例えば図書館にそういった要請があった場合に、図書館がそういった皆さんに御連絡してこういった行事はできませんでしょうかという御相談をするなり、やはり情報交換をしていくことは大事でございますので、今後ともそういった面は重視してまいりたいと思っております。

12 番（今橋寿子君）

これからも限られた予算の中でやっていかなければならない面もあると思いますので、ぜひ町民の皆さんの知恵をいただきながらいいものができていくことを願っておりますが、やはり図書の増冊することも大事ですが、学校の図書との連携等はどのようにお考えでしょうか。

教育長（川井正一君）

学校にも図書室というものがございますが、なかなか十分な本がそろっていない。そういった中で学校のほうから図書館のほうに、こういった本はないでしょうかというような照会をいただいて、また、ない場合には県立図書館から調達することを含めて、基本的には学校と町立図書館の連携は、元気村さんの時代からやっていただいております。

今後もそれをやっていきたいと思っておりますし、また一方、学校の図書の充実、そして、やはり町立図書館の図書購入費の充実もあわせて今後とも努力しなければならないと思っております。以上でございます。

12 番（今橋寿子君）

十分に学校図書との連携をとりながらできるだけ住民の要望に応えるような図書が増冊されていくことを願っておりますのでよろしく申し上げます。

それからまた図書館建設にしましては、きょうあすに建つものでもないのですが、それまでに、今トイレのほうもちょっと、障害者のためには不都合なこともあると思いますが、そういう問題に対しては、建設するまでの図書館のおり具合というか、そういう管理的な部分に対してハードな分ですけれど、そのことについては、どこまで検査されていらっしゃるのでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。基本的に、利用者の利便性の向上、施設面で、現在の中でも図っていくということはこれ大事なことでございま

す。今までもそういったことで一定の施設の改修等もやってきておりますので、今後とも応急的なものも含めて必要な施設改修は行いたいと思っておるんですが、ただ抜本的な改修につながるものについては少し立ち止まって考えさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

12 番（今橋寿子君）

もろもろの問題点はいっぱいあると思いますが、町長にお伺いしますが、ぜひ、何年ぐらいをめどに完成するような御予定がありますか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。現時点で何年後というふうに明確に考えている答えはございませんので、しっかり、ことし整備方針を定めて、来年度どのような予算をとっていくかということに関して、今年度中の整備方針の決定の中でよくよく考えていきたいなあというふうに思っています。現時点で何年後ということ、明確に答えを出しているわけではありません。御了解いただきたいと思います。

12 番（今橋寿子君）

図書館につきましては、これで質問は終わりますが、第3問目の18歳選挙権についてお伺いいたします。

今まで住民は、二十が成人として1つの節目に選挙権について少しずつ心の準備もされていたと思われませんが、急速に進む少子高齢化による人口減少になった今日の状況においては、社会政治が若い力を必要としたため、国が準備期間も余りない中、18歳、19歳に選挙権を与えたことは苦肉の策だとも考えられます。

その中でまず7月10日に行われました参議院選挙の投票結果をお聞きしますとともに、その結果にどのように選挙管理委員会として受けとめられていらっしゃるでしょうか。今、国民、県民も政治離れをしている傾向にあり、今、佐川町でも公務員になろうとする若者は大勢いますが、議員を目指している人は余り聞かれません。

私たち議員も一端の責任を感じ、議員懇談会のあり方も工夫しながら行っていますが、若い方の参加もなく少し残念に思っております。今回の参議院選挙は徳島県との合区という政策の不合理もあったと思いますが、18歳、19歳はもとより子供のころから政治に関心を持っていく政策が必要だと思われれます。子供たちや高校生による模擬議会について、学校や教育委員会と検討もされているでしょう

か。よろしく申し上げます。

選挙管理委員会事務局長（横山覚君）

お答えをさせていただきます。まず参議院選挙の投票結果等につきましてでございますが、7月10日に執行されました第24回参議院議員通常選挙におきましては、選挙権年齢を二十から18歳に引き下げる公職選挙法改正後の最初の選挙となりました。

しかしながら、徳島県との合区選挙ということもありまして、高知県における徳島県・高知県選挙区の投票率は45.52%で全国最低となっております。本町におきましても、53.52%、3年前の57.4%に比べ低調な結果となっております。

特に18歳、19歳の選挙に限ってみますと、18歳の投票率は佐川町では61.26%、19歳の投票率は43.86%。18、19歳合わせた投票率は52.44%という結果が出たところでございます。この結果は、高知県全体の投票率30.93%に比べ20ポイントほど高くなっておりまして、県下市町村では最も高い投票率となっております。このように、本町の18、19歳の若者におきましては、他町村に対しましても高い投票率を示しておりまして、選挙への関心の高さがあらわされたというふうにも思っております。

また選管としましても啓発に努めたところでございますけれども、このことは佐川高校にですね、模擬投票の実施また校内への選挙関連のポスターの掲示、また現代社会の授業におきまして、選挙や投票に触れた学習が行われたことなども聞いておりまして、このようなことも高い投票率につながった一因ではないかというふうに思っております。

今、議員が申されました子供たちや高校に対する模擬議会についてでございますが、この取り組みも選挙に関心を持ってもらうための1つの方法であると考えておりますが、現在のところ先ほど佐川高校の事例も紹介させていただきましたけれども、模擬投票体験、また出前講座等の授業に取り組むことによりまして、選挙啓発に努めることとしておりまして、模擬議会の開催については今のところ検討はいたしておりません。以上でございます。

12番（今橋寿子君）

今も、子供たちとの模擬議会は検討されておられませんという御答弁をいただいたですね。

先だって高知新聞でも報道もされておりましたが、このたび高知

市で、高知市と市教委で13年ぶりに子ども議会が催されて活発な議論がされたとのことで新聞報道されていましたが、傍聴された市会議員に感想をお聞きしますと、大人と違った視点で活発な議論がされるなか、閉会をする予定が3時だったのが5時まで延長されるなか、質問の切り口や子供たちの感性のするどさで我が身のマンネリ化に身の引き締まる思いがいたしたということです。またそのことを自分のこととして、また今後の議会に質問の参考にされたということもお聞きしております。

やはり、大人社会ではいろいろなものがもうマンネリ化していること自体、私自身もそうですけれど、やはり子供さんていうことはやっぱりそういう意味で、大人に気づかせていただくこともいっぱいあると思いますので、ぜひ子供たちの模擬議会も無駄ではないと思いますので、検討させていただいたらいいと思います。

特にまた別の意味では、牧野富太郎先生も、やはり佐川のことを思いながら、というより子供のころから政治に関しても名教館等で学ばれていたんでしょうか、やはり自由民権運動に19歳のときからかかわって、政治にも関心がすごく持たれたということです。高知県は、やはりそういう意味の先見の、やはり改革意識もあると思いますので、やはり佐川町でもそういう現場で子供たちに興味を持っていただきたい。

というのは、政治は毎日の暮らしですので、その暮らしを結果につなげていくためのひとつの施策の1つだと思いますので、ぜひ子供たちにも興味を持っていただくためにも子ども議会をぜひ前向きに検討していただきたいと思いますが、その件に対してはいかがでしょうか。もう一度御答弁願います。

選挙管理委員会事務局長（横山覚君）

お答えをしたいと思います。先ほども言わせてもらいましたけれども、選挙に関心を持ってもらうための本当に模擬議会も1つの方法だろうというふうに思います。特に、これから主権者教育を進めていく中ではですね、いろいろな方法がある中の模擬議会も1つだと思います。選挙管理委員会としましても、今のところその模擬投票を中心にやっというふうにしておるんですけども、また選挙委員会の開催されるときにですね、また協議もしてみたいと思います。以上です。

12番（今橋寿子君）

町長にお伺いいたしますが、このたび佐川町で第5次総合計画について、若い子供たちの声を聞く機会をつくって作成されたもので、夢のある総合計画案ができました。町長にはこれからもみずから学校に出向いて、各学校の生徒会の子どもたちと話をする場を設けていただくとのことですか。

また佐川高校にも、高校生と話す場をつくっていただけるように地道に声をかけられているということをお聞きいただきましたが、いい試みだと思います。こうした地道な試みから、少しずつ子供たちの中から政治に関心を持たれる生徒や、住民のために汗をかくリーダーシップ的な町長を目指す人もできてくるのではないかと思います。

みずから町長の歩む前と後ろ姿で語りかけていただきたいと思います。町長の気持ちをもう一度お聞かせください。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。今橋議員がおっしゃられたとおりのことをこれからも続けていきたいというふうに思っておりますが、やっぱり大人がしっかりと姿で子供たちに見せていくことが大事だなあと考えてます。

先週、高知大学の出前公開講座がありまして、やっぱりその指導者、子供たちの指導者は、やっぱり身なりも含めてきちっと、子供たちが、ああこのような大人になりたいな、こういう真摯な姿にあこがれたいなっていう、やっぱり姿勢をもって指導をするとか、コーチングをするとかですね、そういうことがすごく大事だということをお教えいただきました。

そういうことも私自身意識をしながら、子供たちの前に直接出ますね、こう言葉で直接語りかけをして、目で見ていただいて、子供たちと一緒にすばらしいまちづくりをしていきたいなあと。そのために私たちが子供たちに対してできることは全てやりたいというふうに思っております。学校からいただいたオファーは必ず受けるようにしてしますので、ぜひまた多くの学校、佐川高校も含めて、学校へ来てよというふうに気軽に声をかけていただければ、ありがたいなあとというふうに考えてます。以上です。

12番（今橋寿子君）

町長に対しては、私たちも、3年前に若い方がやはり政治家として佐川町に帰って来てくださるということをお聞きして、すごく期待とともに、

時代の変革期をどう乗り越えて行くかなあという思いで、ともにこの議会活動をさせていただいております。

しかし、変革というのはなかなかすぐ答えの出るものではありませんが、今、町長のお言葉を聞きまして、やはり大人も失敗もしますでしょうけど、その失敗を生かしてこそ本物が培われていくものだと思いますし、きょう、森議員が熱い思いで教育長にも厳しいような御質問もされておりましたが、やはり文教のまちというのはやはり一挙にできたものではなく、やはりそういういろんな人の立場で議論をして、やはり全国でも誇れる文教のまちとして築かれたものだと思いますので、これを機会にぜひ教育長も、町長もそういう思いで教育長を御指名くださったことと思いますので、そのお気持ちを大切にしながら、やはり次の子供たちに大人の後ろ姿で語っていきたくと私も思いますので、どうか、これからの佐川町の総合計画が1歩1歩確実に進んでいくことを願いまして、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、12番、今橋寿子君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定いたしました。

次の議会を13日の午前9時とします。

本日は、これで延会します。

延会　　午後3時52分

